

## 西宮市総合計画審議会委員名簿

(平成30年2月1日現在)

選任区分	氏名	ふりがな	性別	年齢	居住地域 (市内・市外)	所属	任期
学識経験者	岡 絵理子	おか えりこ	女	50歳代	市外	関西大学環境都市工学部教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
学識経験者	加藤 恵正	かとう よしまさ	男	60歳代	市外	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
学識経験者	客野 尚志	きゃくの たかし	男	40歳代	市内	関西学院大学総合政策学部教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
学識経験者	倉石 哲也	くらいし てつや	男	50歳代	市内	武庫川女子大学文学部教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
学識経験者	徳久 恭子	とくひさ きょうこ	女	40歳代	市外	立命館大学法学部教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
学識経験者	新川 達郎	にいかわ たつろう	男	60歳代	市外	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
学識経験者	藤井 博志	ふじい ひろし	男	50歳代	市外	関西学院大学人間福祉学部教授	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	安東 裕子	あんどう ひろこ	女	70歳代	市内	西宮市民生委員・児童委員会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	川東 美千代	かわひがし みちよ	女	60歳代	市内	西宮コミュニティ協会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	椿本 和生	つばきもと かずお	男	50歳代	市内	西宮を花と緑にする会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	羽田 英彦	はだ ひでひこ	男	70歳代	市内	西宮芸術文化協会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	樋口 賢一	ひぐち けんいち	男	70歳代	市内	西宮市環境衛生協議会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	平野 美恵子	ひらの みえこ	女	60歳代	市内	西宮市青少年愛護協議会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	藤田 邦夫	ふじた くにお	男	60歳代	市外	西宮商工会議所	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	古塚 正治	ふるつか まさはる	男	50歳代	市内	西宮市スポーツ推進委員協議会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	水田 宗人	みずた むねひと	男	60歳代	市内	西宮市社会福祉協議会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民団体の代表者等	山添 清美	やまぞえ きよみ	女	40歳代	市内	西宮市PTA協議会	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民	石田 清造	いしだ せいぞう	男	70歳代	市内	自治会役員	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民	小野 篁	おの たかむら	女	40歳代	市内	講師	平成30年2月1日～平成32年1月31日
市民	水谷 陽介	みずたに ようすけ	男	30歳代	市内	会社員	平成30年2月1日～平成32年1月31日

委員数計 20 人 (学識経験者 7 人、市民団体の代表者等 10 人、市民 3 人)

## 西宮市総合計画審議会にかかる例規集

- 西宮市附属機関条例（抜粋） \_\_\_\_\_ 1
- 市長の附属機関の委員の構成別の定数に関する規則（抜粋） \_\_\_\_\_ 3
- 西宮市附属機関等の設置・運営に関する指針（抜粋） \_\_\_\_\_ 4
- 西宮市総合計画審議会運営要領（案） \_\_\_\_\_ 6
- 西宮市総合計画審議会傍聴規程（案） \_\_\_\_\_ 7

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（平成25年7月10日）

（西宮市条例第3号）

西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（西宮市総合計画審議会の特例）

第28条の6 西宮市総合計画審議会（以下この条において「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の

指名した委員」と読み替えるものとする。

4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

別表

附属機関の 属する執行 機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数 の上限	構成
市長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項	西宮市総合 計画審議会	総合計画（基本構 想・基本計画）の 策定について必要 な事項の調査及び 審議	20人	学識経験者 市民団体の 代表者等 市民

○市長の附属機関の委員の構成別の定数に関する規則（抜粋）

（平成12年5月10日）

（西宮市規則第2号）

別表に掲げる市長が設置する附属機関の委員の構成別の定数は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

別表

西宮市総合計画審議会	20人	学識経験者 7人以内 市民団体の代表者等 10人以内 市民 3人以内
------------	-----	--

## ○西宮市附属機関等の設置・運営についての指針（抜粋）

### （附属機関等の情報の公表・公開等）

第12条 西宮市参画と協働の推進に関する条例第11条の規定に基づき、附属機関等の運営の透明性と公平性を確保するため、附属機関等の情報を積極的に公表することとする。

#### （1）委員情報の公表（条例第11条第2項）

委員情報の公表について、次のとおり取り扱うものとする。

ア 原則として、選任区分、氏名、性別（欄外に男女の各人数と合計人数及び女性委員の構成割合を記載する）、年齢、居住地域（市内又は市外の別）、職業等（肩書き又は団体名）及び任期情報について、所管課及び情報公開課において名簿を備え付けることによって公表するものとする。（公表様式1）併せて、各所管課において委員情報をホームページ上に掲載する。なお、情報公開課における名簿の備え付けについては、市民閲覧用パソコンが情報公開課内に設置されているため、ホームページ上に掲載されていれば不要とする。

イ 委員情報は、公表を原則とするが、委員情報を公表することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生ずると認められるとき、委員等の生命・身体に危険が及ぶおそれのあるときその他公表しないことに合理的な理由があるときは、この一部又は全部を非公表とすることができる。委員情報を非公表とするときは、具体的な理由を明らかにしなければならない。

ウ 委員情報の基準日は毎年8月1日時点とし、それ以降に委員の改選等変更があった場合には、最新の日付とする。

#### （2）会議の公開（条例第11条第3項）

公開について、次のとおり取り扱うものとする。

ア 法令等により非公開とされているもの、個人情報等の非公開情報（西宮市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を審議する場合、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずると認められる場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合においては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

イ 公開又は非公開の決定方法、公開方法等については、運営要領等において定める。

ウ 会議の傍聴については、運営要領等において、その受付手続、定員、傍聴時における遵守事項等を定める。

#### （3）会議の開催情報の公表（条例第11条第4項）

会議の開催情報について、次のとおり取り扱うものとする。

ア 会議の開催情報については、所管課において事前に公表することを原則とし、併せてホームページにも掲載する。

イ 原則として、日時、場所、議題、公開・非公開及び傍聴の可否等を公表する。会議が非公開の場合であっても、非公開の理由を付し、開催情報を公表する。

ウ 会議の開催日の少なくとも1週間前までに、開催情報を公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、1週間前までに公表することが困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(4) 会議録等の公表（条例第11条第5項）

会議録等について、次のとおり取り扱うものとする。

ア 会議録は、会議内容の要約とする。

イ 会議録については、情報公開条例第6条の規定に十分留意して作成し、必要に応じて、特定の個人名や委員の発言等については、会長、委員、事務局等という表現を用いる。

ウ 会議録について、調製後、速やかにその概要（ただし、非公開情報を除く。）を作成し、所管課及び情報公開課において備え付けることによって公表するものとする。併せて、各所管課において会議録をホームページ上に掲載する。なお、情報公開課における会議録の備え付けについては、市民閲覧用パソコンが情報公開課内に設置されているため、ホームページ上に掲載されていれば不要とする。

エ 附属機関より提出された答申書、報告書については、会議録と同様に公表する。

オ 公表の期間は1年間とする（公表の日の属する年の次の年度末）。

カ 会議が非公開の場合、会議録の公表についてはこの限りではない。

## ○西宮市総合計画審議会運営要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）及び西宮市附属機関等の設置・運営についての指針のほか、西宮市総合計画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### （部会の設置・運営）

第2条 条例第28条の6第1項の規定に基づき設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 第1部会 主に住環境・自然環境、都市基盤、安全・安心等の政策分野に関する原案の審議
  - (2) 第2部会 主に子供・教育、福祉・健康・共生等の政策分野に関する原案の審議
  - (3) 第3部会 主に都市の魅力・産業、政策推進等の政策分野に関する原案の審議
- 2 会長は、前項の規定に関わらず、必要と認める事項の審議を部会長に求めることができる。
- 3 部会長は、部会における審議の内容を審議会に報告する。

### （会議の傍聴）

第3条 会議は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者の人数を制限し、又は退場を命ずることができる。
- 3 その他会議の傍聴に必要な事項は別に定める。

### （雑則）

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要領は、平成30年2月 日から実施する。



## ○西宮市総合計画審議会傍聴規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、西宮市総合計画審議会運営要領（以下、「要領」という。）第3条第3項の規定に基づき、西宮市総合計画審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

### （定員）

第2条 会議を傍聴することができる者の定員は原則として10名とする。ただし、会場の条件その他の理由により、要領第3条第2項の規定に基づき、議長はこれを制限することができる。

### （傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴届（様式第1号）に住所及び氏名を記入のうえ、審議会の事務局（以下、「事務局」という。）に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する傍聴の手続きは、会議開催予定時刻の30分前から開始し、傍聴証は先着順に交付する。

3 傍聴証の交付を受けた者（以下、「傍聴者」という。）は、事務局の指示に従い、会場に入場するものとする。

4 傍聴者は、傍聴証を他人に譲渡することができない。

5 原則として、傍聴者への会議資料の配布は行わないものとする。

### （傍聴証の返還）

第4条 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を事務局に返還しなければならない。

### （傍聴できない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (9) 児童及び乳幼児（監督者が傍聴者である場合を除く。）

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中に発言、質問等をしないこと。
- (2) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (4) はち巻き、腕章の類を着用するなど、示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 会議において写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (8) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (9) みだりに席を離れないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

（議長又は事務局の指示）

第7条 傍聴者は、すべて議長及び事務局の指示に従わなければならない。

（傍聴者の退場）

第8条 傍聴者は、議決により会議が非公開とされた場合は、速やかに会場から退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 議長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、注意を促し、又はこれを制止するよう命じなければならない。

2 議長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを会場から退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入場することはできない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成30年2月 日から実施する。

様式第1号（第2条関係）

西宮市総合計画審議会会議傍聴届

平成 年 月 日

西宮市総合計画審議会傍聴規定第2条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

傍聴証番号 \_\_\_\_\_

（表面）

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>西宮市総合計画審議会</p>
---

（裏面）

<p>会議を傍聴する皆様へのお願い</p>
<p>傍聴に際しましては、下記の事項を守り、会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。なお、下記の事項に違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合がございます。また、<u>この傍聴証はお帰りの際に事務局に返還してください。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 会議中に発言、質問等をしないようお願いします。</li><li>(2) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないようお願いします。</li><li>(3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないようお願いします。</li><li>(4) はち巻き、腕章の類を着用するなど、示威的行為をしないようお願いします。</li><li>(5) 帽子、オーバーコート類を着用しないようお願いします（ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合を除きます）。</li><li>(6) 飲食又は喫煙をしないようお願いします。</li><li>(7) 会議において写真撮影、録画又は録音をしないようお願いします。</li><li>(8) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないようお願いします。</li><li>(9) みだりに席を離れないようお願いします。</li><li>(10) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないようお願いします。</li><li>(11) <u>会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場していただきますようお願いいたします。</u></li><li>(12) 議長及び事務局職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。</li></ul>
<p>以上、ご協力のほどお願いいたします。</p>

## 第5次西宮市総合計画策定方針

### (1) 策定の趣旨

本市は、昭和46年に策定した「西宮市総合計画」以来、「文教住宅都市を基調とする個性的な都市の建設」を都市目標としてまちづくりを進め、平成21年度から30年度までを計画期間とする第4次総合計画においても「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を基本目標とした取組を進めています。

平成23年に地方自治法における「基本構想」の策定義務が廃止され、「基本構想」をはじめとする総合計画自体を策定するかどうか、どのようなものを策定するかについても、自治体の主体的な判断に委ねられることとなりました。

本市では、平成28年までは人口の微増傾向が続いていましたが、平成29年は減少に転じました。今後、さらに人口が減少するとともに、少子高齢化が進むことによる人口構造の変化は避けがたいものと予測しています。このように少子高齢化及び人口減少が加速化する将来においても、文教住宅都市として維持発展していくため、**長期的なまちづくりの指針**となるものとして、第5次総合計画を策定します。

### (2) 策定の基本方針

下記の方針を基本として策定作業を進めています。

- ア 社会経済情勢の変化に対応可能な計画とする
- イ 人口推計及び財政収支見通しを踏まえた計画とする
- ウ 全市的視点だけでなく地域別の視点を取り入れ、身近な地域での市民参画を図る
- エ 長期的なまちづくりの課題に関する、職員の意識共有及び将来を担う人材育成を図る

### (3) 計画の構成

現総合計画と同様に、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。なお、「参考資料」として、財政計画及び(仮称)地域別アウトラインを作成します。

#### ア 基本構想

まちづくりの最高理念であり、将来像を示すもの

#### イ 基本計画

基本構想を実現させるための施策を体系的に示すもの

#### ウ 実施計画

基本計画に定める施策に関する具体的な事業の計画

#### エ 財政計画

10年間の財政収支見通しの試算及び事業計画の全体像

#### オ (仮称) 地域別アウトライン

市内9地域(本庁管内4地域及び各支所管内5地域)区分を基本とする市内各地域の特徴や課題、予定されている主な取組などを示すもの

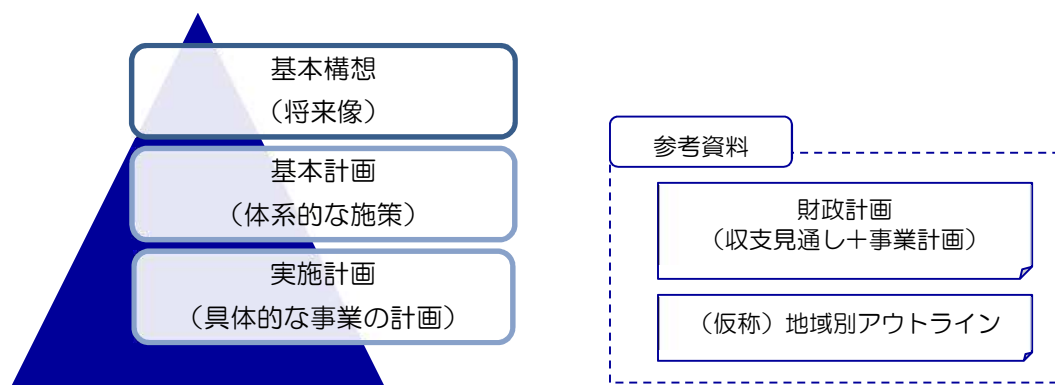


図. 1 第5次西宮市総合計画の構成

#### (4) 計画の期間

平成31年度を初年度とする **10年間**の計画(平成31~40年度の計画)として策定します。なお、社会経済情勢の変化が速いことから、基本計画は、**前期5年・後期5年**の計画とします。

## 第5次西宮市総合計画策定に向けた取組概要

### (1) 市民意識の把握に関する取組

第5次西宮市総合計画（以下、「5次総」という。）策定に向けて市民及び市内で活躍する各種団体等の意向を幅広く把握するため、以下の取組を実施しました。

#### ア 市民アンケート調査 (P. 3)

対 象	概 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳以上の市民5,000名</li> <li>・郵送配布・郵送回答による調査（平成29年5月～6月）</li> <li>・有効回答率：35.4%</li> <li>（有効回答者数1,769名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市への愛着、西宮市の良さ、市の将来都市像、地域活動、地域の問題や不安、住み良いまちのために住民ができること等について調査</li> </ul>

#### イ 市政モニター調査 (P. 7)

対 象	概 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上の市民おおむね400名</li> <li>・郵送またはインターネットによる調査（平成29年7月）</li> <li>・有効回答率：89.6%（有効回答者数：379名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・子育て・教育など、主要な8つの分野について、重点的に実施すべき取組について調査</li> </ul>

#### ウ 総合計画策定に向けた広聴会 ご意見の概要 (P. 9)

対 象	概 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内9地域（5支所及び本庁を4つに区分）に在住する市民</li> <li>・第1回目【平成28年秋（10月～11月）】18回実施（参加者総数：241名）</li> <li>・第2回目【平成29年春（5月～6月）】9回実施（参加者総数：282名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回目は、各地域や課題や将来像について意見交換</li> <li>・第2回目は、第1回目での意見を踏まえ、各地域の課題（共通課題・地域別課題）及び市の取組について提示したうえで、意見交換</li> </ul>

#### エ 市民ワークショップ「みんなで”みやカフェ”」(P.11)

対 象	概 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に在住または通勤・通学している高校生以上を対象に参加者を公募</li> <li>・応募者：160名、当日出席者：76名</li> <li>・平成29年7月30日（日）実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、「西宮の将来像」に関する会話をを行い、最後に、「気づき」や「残しておきたい価値」を導き、付箋に書いて共有</li> <li>・ワールドカフェ形式*にて実施（※1テーブル4名で会話し、一定時間ごとに席替えしながら会話の内容を共有する形式）</li> </ul>

### オ 商工会議所役員・議員企業アンケート調査 (P. 13)

対 象	概 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市商工会議所役員・議員企業</li> <li>・郵送配布・郵送回収による調査（平成 29 年 7 月）</li> <li>・有効回答率：74.5%（有効回答件数：82 件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市への愛着、まちの魅力、西宮市の良さ、市の将来都市像について調査</li> </ul>

### カ 団体アンケート及び団体広聴会 (P. 15)

対 象	概 要
<b>&lt;団体アンケート&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で活動する 37 団体</li> <li>・郵送配布・郵送回答による調査（平成 29 年 8 月実施）</li> <li>・有効回答率 81.1%（有効回答件数：30 件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市の良さ、西宮市がどのようなまちになればよいか、各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動は何か、等について調査</li> </ul>
<b>&lt;団体広聴会&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査回答団体のうち、希望した 19 団体を対象に 4 回に分けて直接意見聴取を実施（平成 29 年 9 月～10 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体から、それぞれの活動等を踏まえたうえで総合計画策定に向けた提言を受けた</li> </ul>

### (2) 学識経験者懇談会 (P. 18)

時代の潮流や本市の特性を踏まえたうえで、5 次総策定において、以下の各テーマについて学識経験者と懇談会を実施。（平成 29 年 7 月 14 日～25 日実施）

学識経験者	懇談会のテーマ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授 新川 達郎氏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢化・人口減少社会における都市行政のあり方について」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・立命館大学法学部 教授 徳久 恭子氏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市住民のライフスタイルの変化とコミュニティへの帰属意識について」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西学院大学総合政策学部 教授 角野 幸博氏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ライフスタイルの変化と都市の将来像について」</li> </ul>

### (3) 庁内における検討委員会の実施

5 次総検討委員会（平成 29 年 5 月設置）において、以下の事項について議論を行っています。

- ・ 総合計画策定方針
- ・ 計画の全体像
- ・ 施策体系
- ・ 人口推計
- ・ 第 4 次西宮市総合計画の主な実績について
- ・ 第 5 次西宮市総合計画における事業計画について
- ・ 総合計画基本構想（原案）、基本計画（原案）の作成

また、5 次総では基本構想、基本計画に加えて、参考資料として地域別の視点を取り入れた、「(仮称) 地域別アウトライン」を作成することから、5 次総検討委員会幹事会の部会である、地域別計画検討部会（平成 29 年 9 月設置）において検討しています。

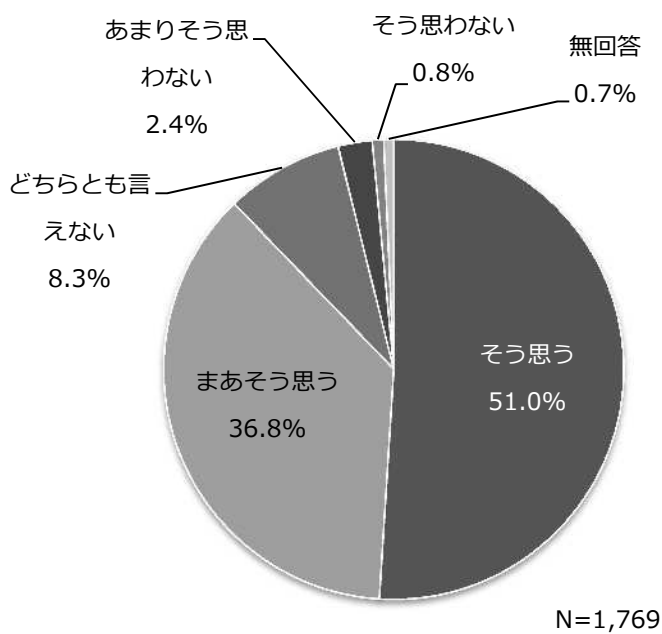


# 市民アンケート調査結果

- 調査対象：平成 29 年 4 月 30 日現在の住民基本台帳に登録されている 16 歳以上の市民【標本数 5,000】
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 実施期間：平成 29 年 5 月 27 日（土）～6 月 12 日（月）
- 有効回答率：35.4%（有効回答件数：1,769）

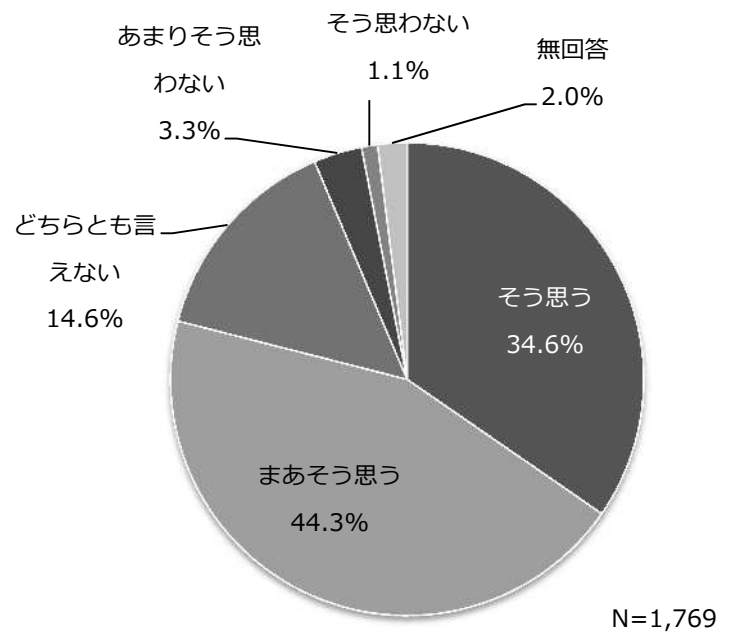
## 問 1. 西宮市に愛着を感じますか。

「そう思う（51.0%）」が最も多く、次いで「まあそう思う（36.8%）」が続いており、全体の約 9 割が西宮市に対して愛着を持っていると回答しています。



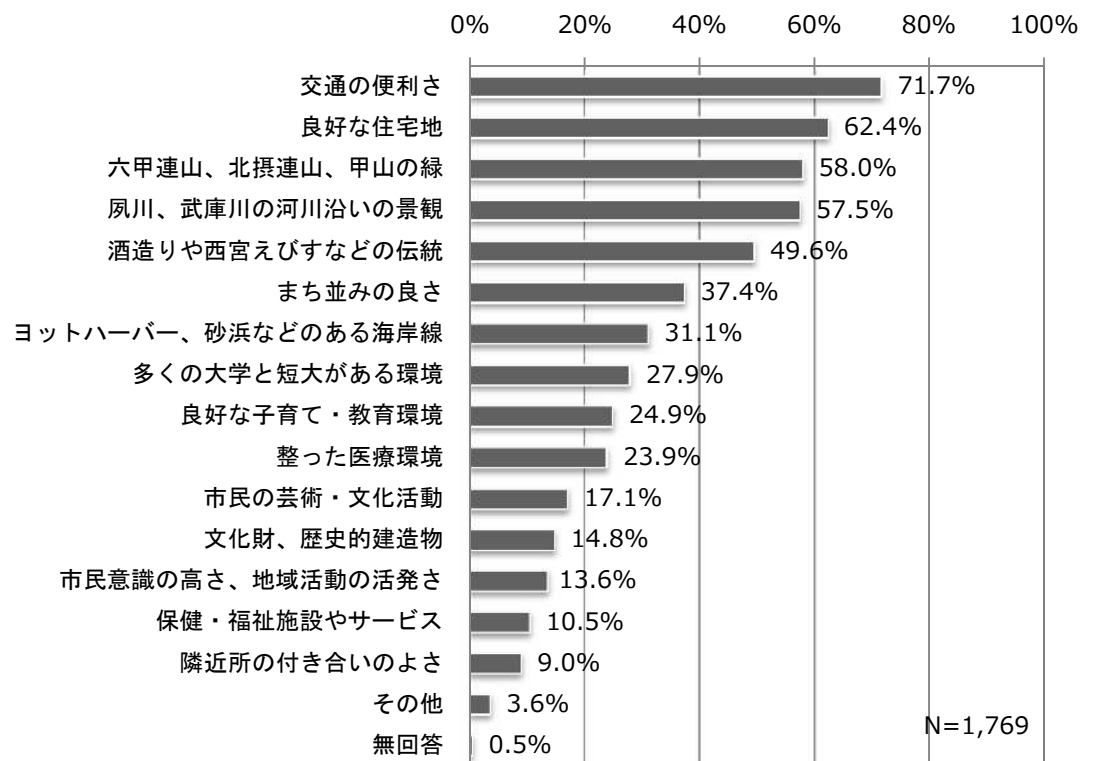
## 問 2. 市外の人にまちの魅力を自慢できますか。

「まあそう思う（44.3%）」が最も多く、次いで「そう思う（34.6%）」が続いており、全体の約 8 割がまちの魅力を自慢できると回答しています。



## 問 3. 西宮の良さはどんなことだと感じられますか。

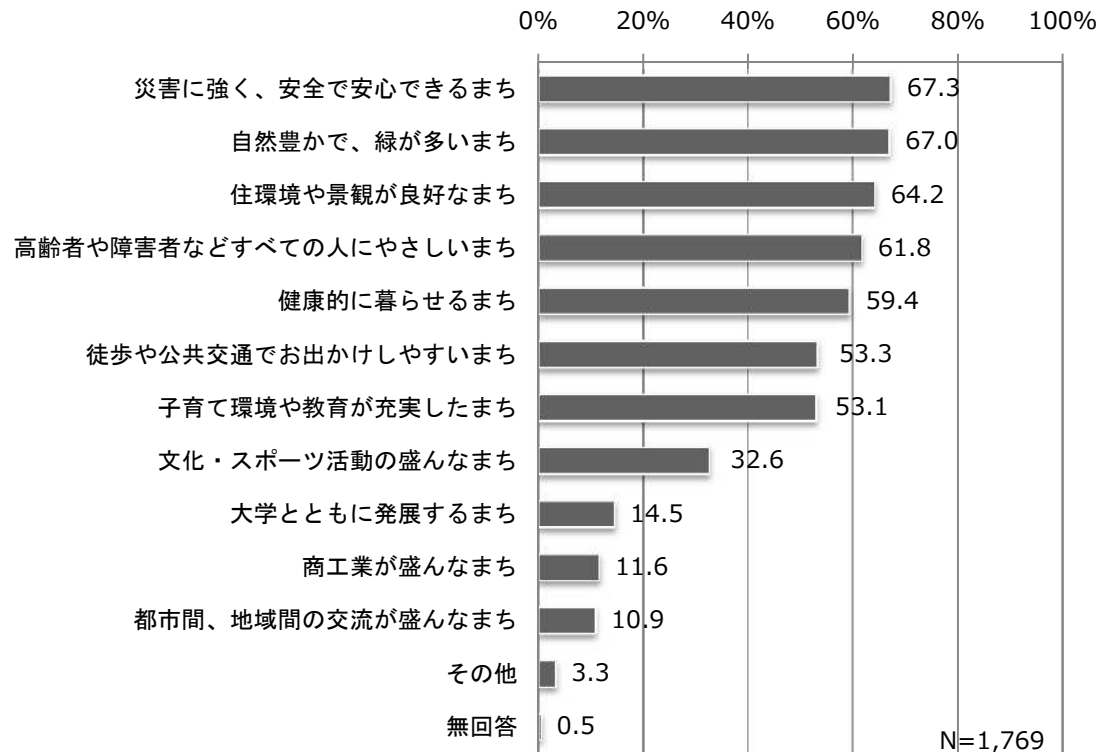
「交通の便利さ（71.4%）」が最も多く、次いで「良好な住宅地（62.4%）」が多くなっています。また、「六甲連山、北摂連山、甲山の緑（58.0%）」、「夙川、武庫川の河川沿いの景観（57.5%）」が 3 位、4 位で約 6 割を占めており、生活の利便性と自然環境がうまく整った生活環境であるといえます。



※複数選択が可能な設問については、選択肢の構成比（%）の合計が 100%を超えます。

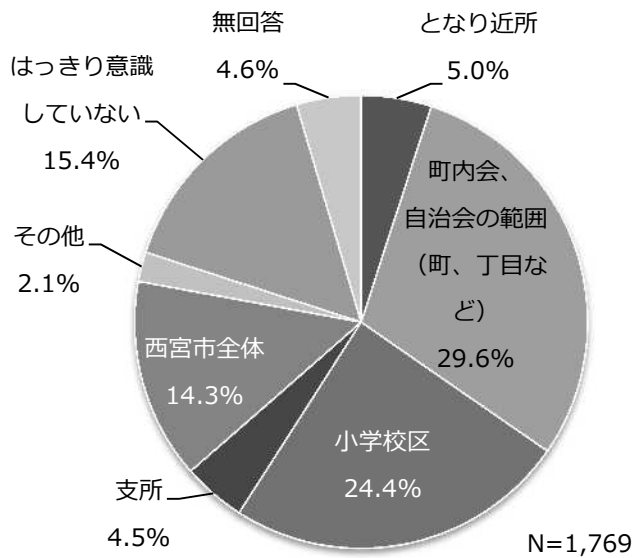
**問 4. 将来の都市像として、西宮市を  
どんなまちにつくり育てていく  
のが良いと思われますか。**

「災害に強く、安全で安心できるまち(67.3%)」と「自然豊かで、緑が多いまち(67.0%)」がほぼ同数で1位と2位を占めています。



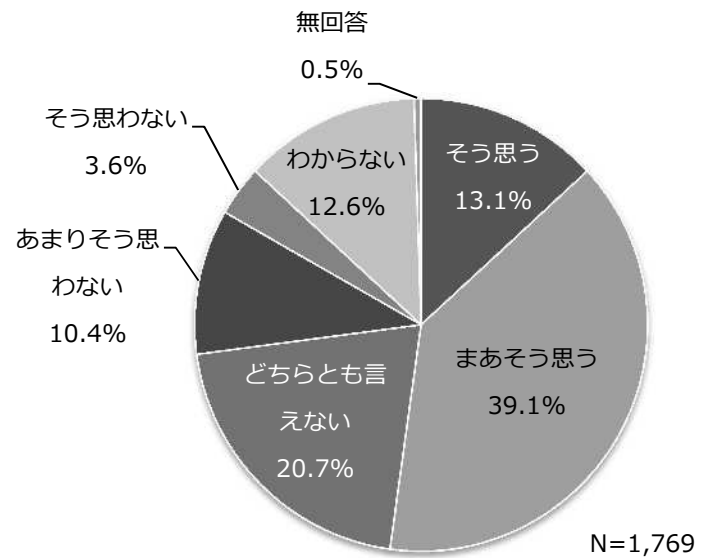
**問 5. 「地域」として意識するのは、どの範囲ですか。**

「町内会、自治会の範囲(町、丁目など)(29.6%)」が最も多く、次いで「小学校区(24.4%)」が多くなっています。



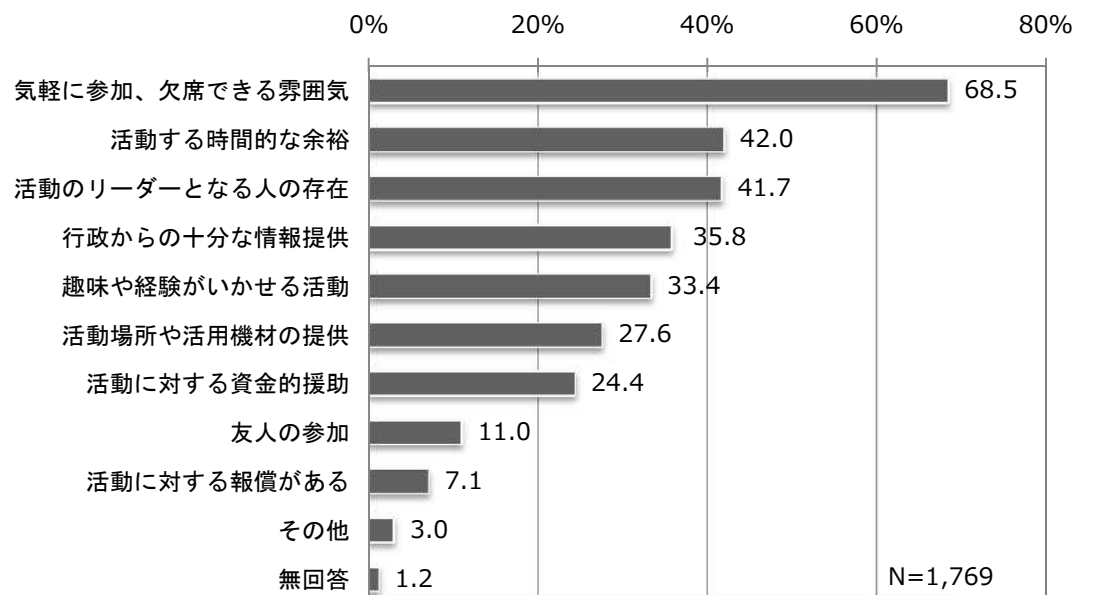
**問 6. お住まいの地域は、自治会や小学校区などでの地域活動が盛んであると思いますか。**

「まあそう思う(39.1%)」が最も多く、次いで「どちらともいえない(20.7%)」が多くなっています。



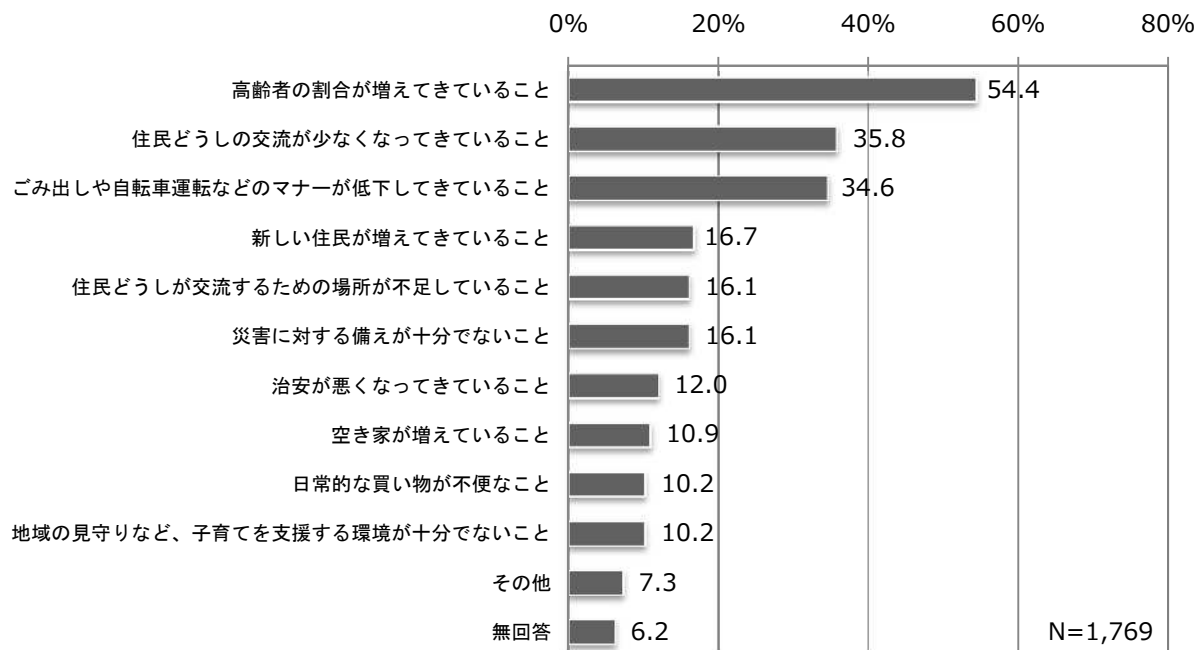
**問 7. 地域の活動が盛んになるには何が必要だと思いますか。**

「気軽に参加、欠席できる雰囲気(68.5%)」が最も多く、次いで「活動する時間的な余裕(42.0%)」と「活動のリーダーとなる人の存在(41.7%)」が同程度が続いています。



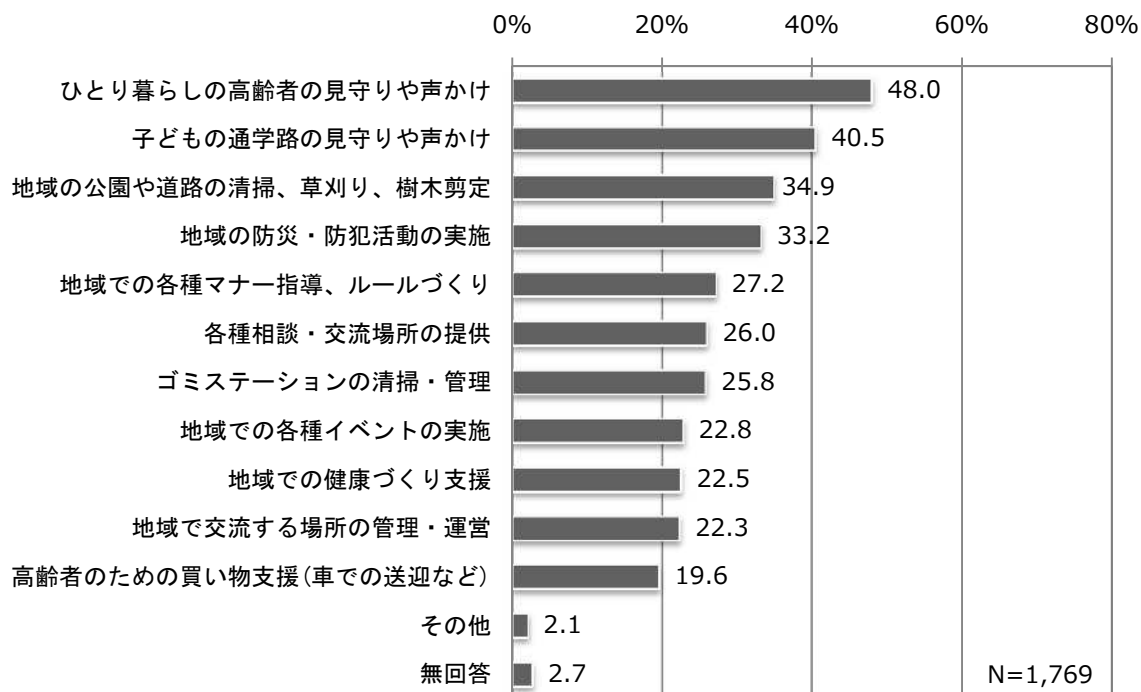
**問 8. お住まいの地域で問題や不安に感じていることがありますか。**

「高齢者の割合が増えてきていること (54.4%)」が最も多く、次いで「住民どうしの交流が少なくなっていること (35.8%)」と「ごみ出しや自転車運転などのマナーが低下してきていること (34.6%)」が同程度で続いています。



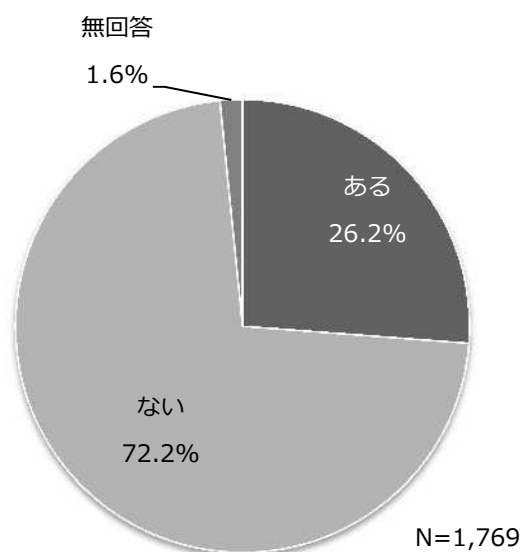
**問 9. 住み良いまちのために住民ができることは何だと思えますか。**

「ひとり暮らしの高齢者の見守りや声かけ (48.0%)」が最も多く、次いで「子どもの通学路の見守りや声かけ (40.5%)」が多くなっています。



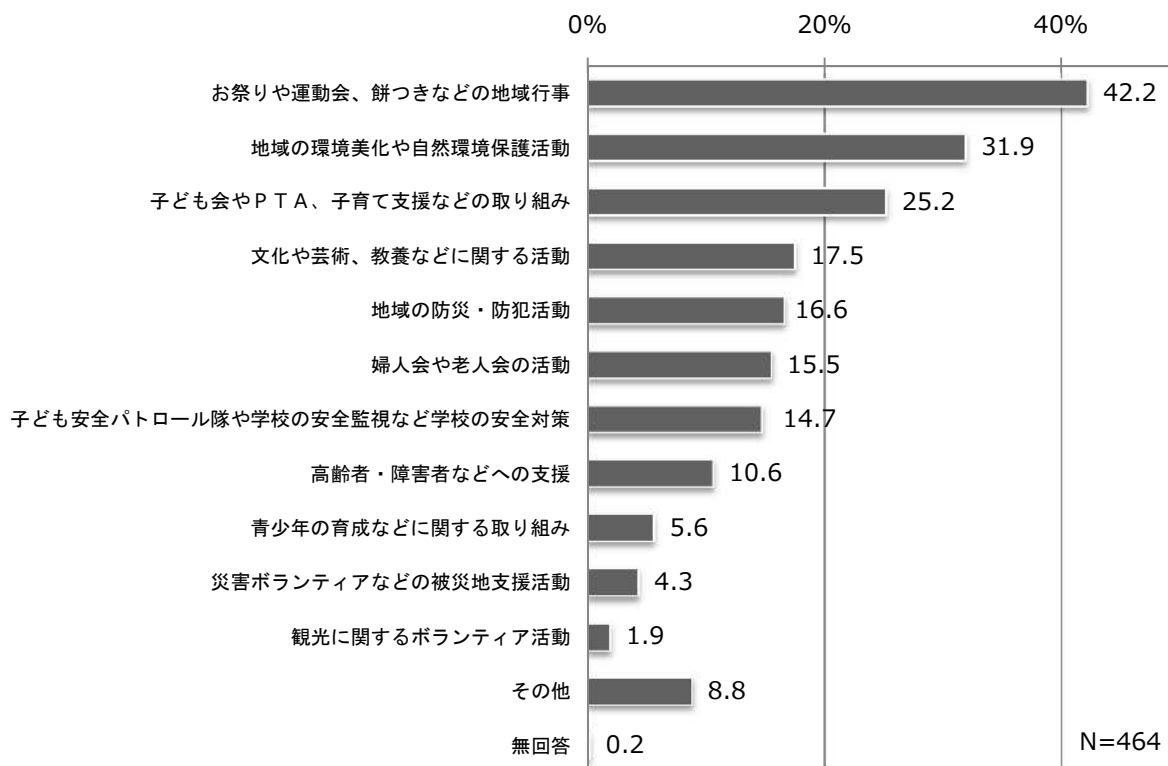
**問 10. この1年間で、地域活動やボランティア活動、NPO活動などに参加したことがありますか。**

「ある (26.2%)」よりも「ない (72.2%)」が多く、地域活動等へ参加していない人の方が多いことがわかります。



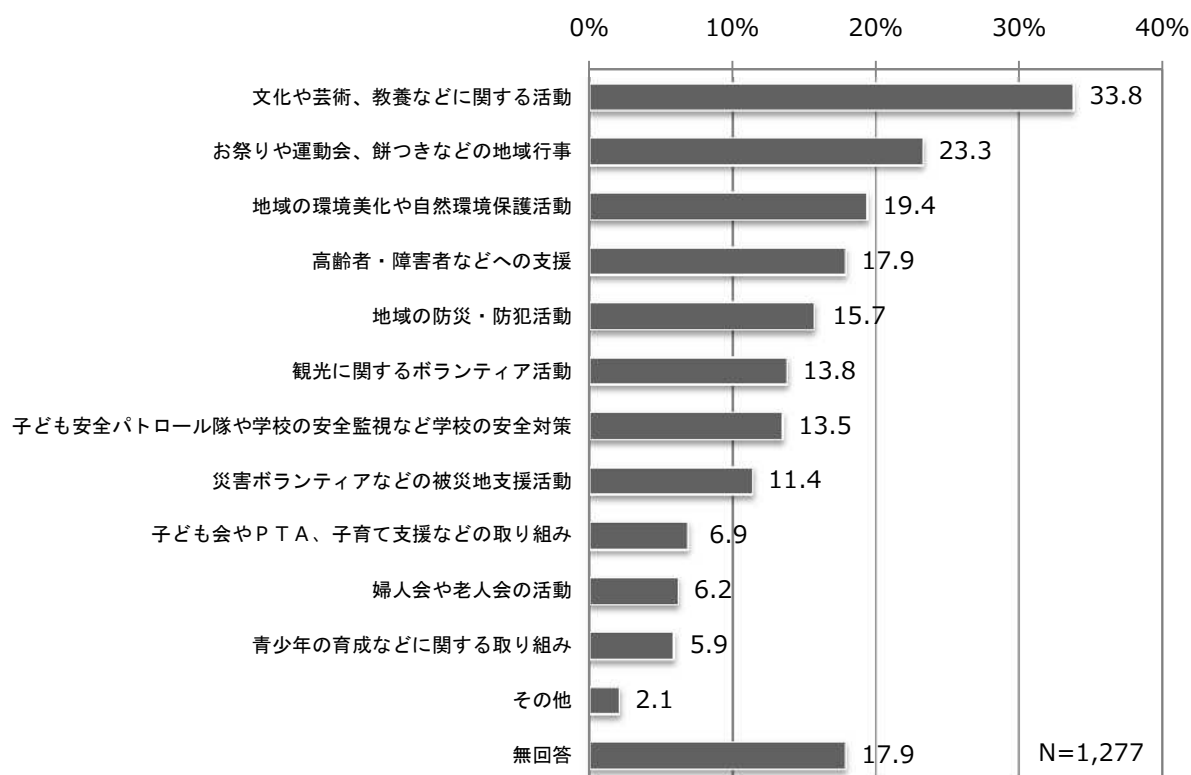
**問 11-1. この1年間で地域活動等に参加したことがある方は、どのような活動に参加しましたか。**

「お祭りや運動会、餅つきなどの地域行事 (42.2%)」が最も多く、次いで「地域の環境美化や自然環境保護活動 (31.9%)」が多くなっています。



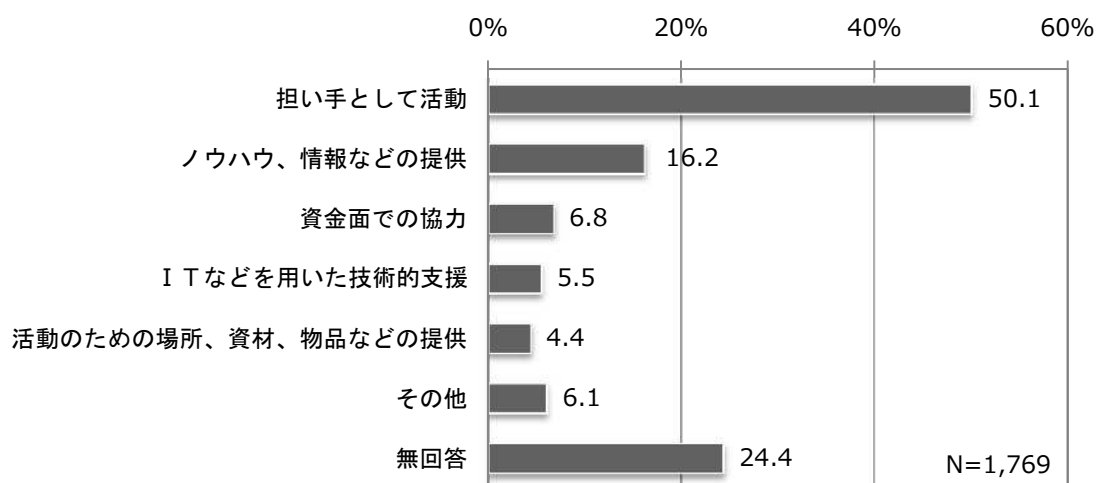
**問 11-2. この1年間で地域活動等に参加したことがない方は、どのような活動に興味がありますか。**

「文化や芸術、教養などに関する活動 (33.8%)」が最も多く、次いで「お祭りや運動会、餅つきなどの地域行事 (23.3%)」が多くなっています。



**問 12. あなたの力を地域でいかすとしたら、どのような関わり方ができますか。**

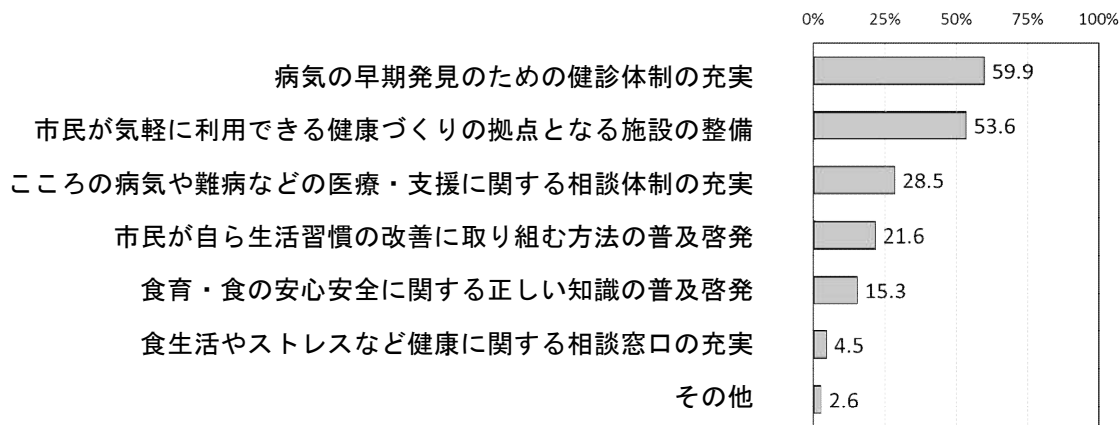
「担い手として活動 (50.1%)」が最も多く、全体の半数を占めています。次いで「ノウハウ、情報などの提供 (16.2%)」が続いています。



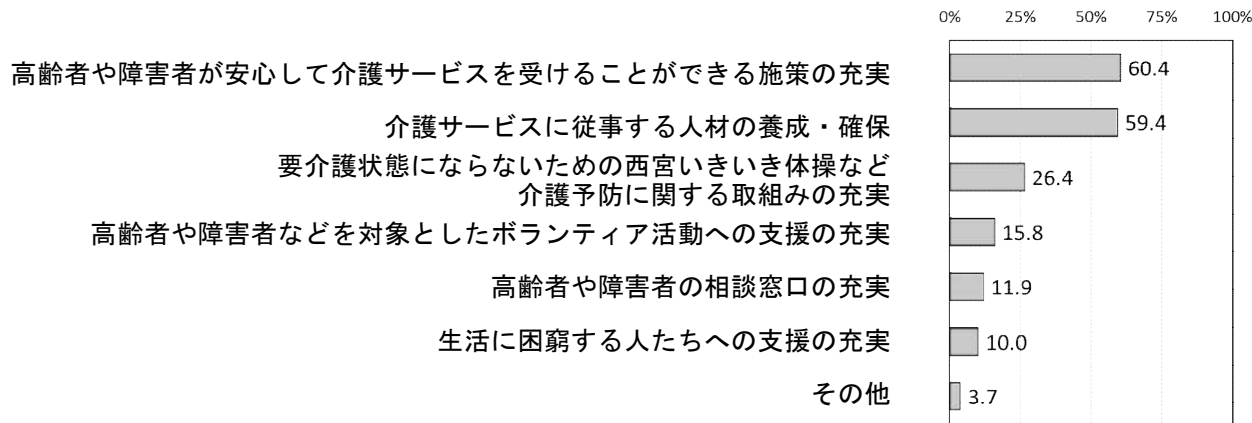
# 市政モニター調査結果

- 調査方法：平成 29 年度（2017 年度）第 1 回市政モニター調査（7 月実施）
- 有効回答率：89.6%（有効回答者数：379 人）
- 有効回答者の構成割合について
  - 男性：40.1%、女性：59.9%
  - 20 歳代：5.5%、30 歳代：17.7%、40 歳代：22.2%、50 歳代：18.2%、60 歳代：19.3%、70 歳代：12.1%、80 歳以上：5.0%

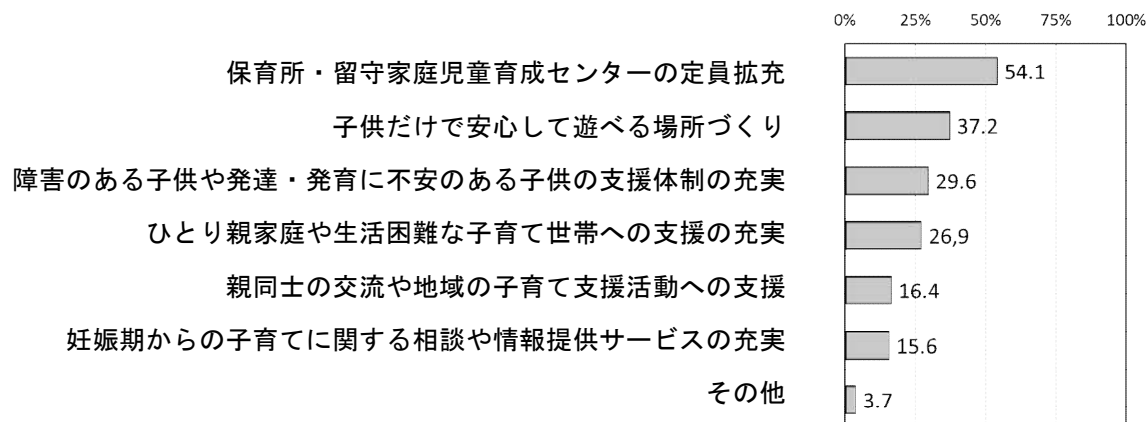
## 問 1. 健康づくりの分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。



## 問 2. 福祉の分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。

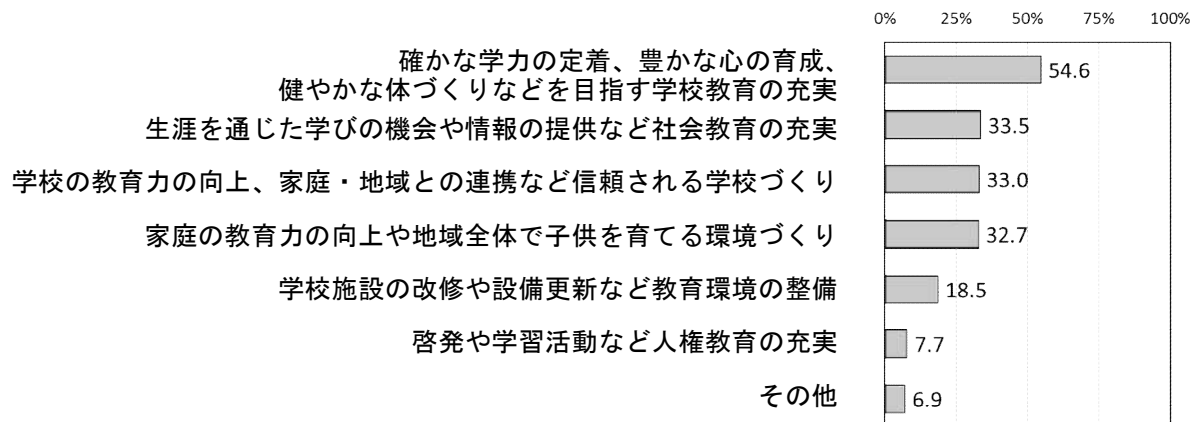


## 問 3. 子育ての分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。

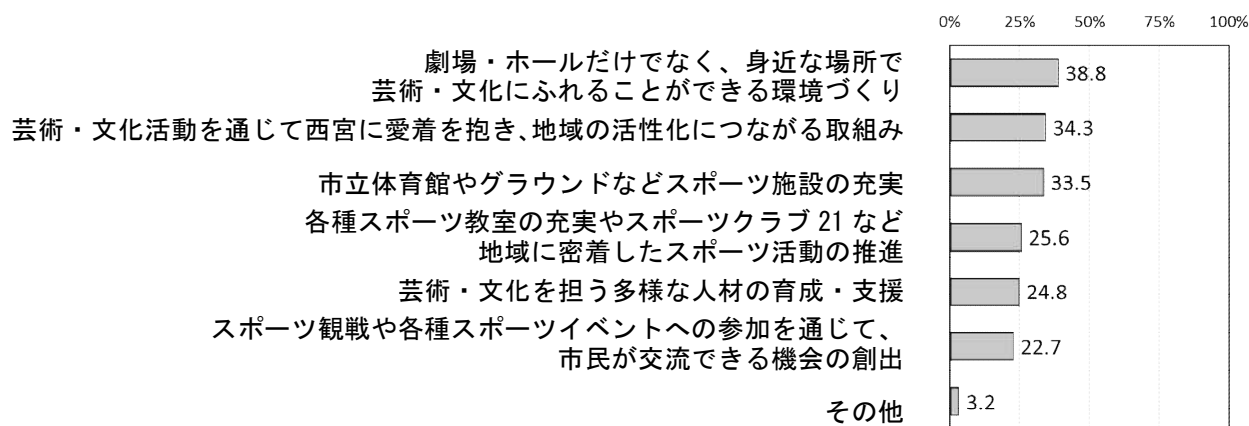


※設問は全問 2 つまで選択可能としているため、選択肢の構成比 (%) の合計は 100% を超えます。

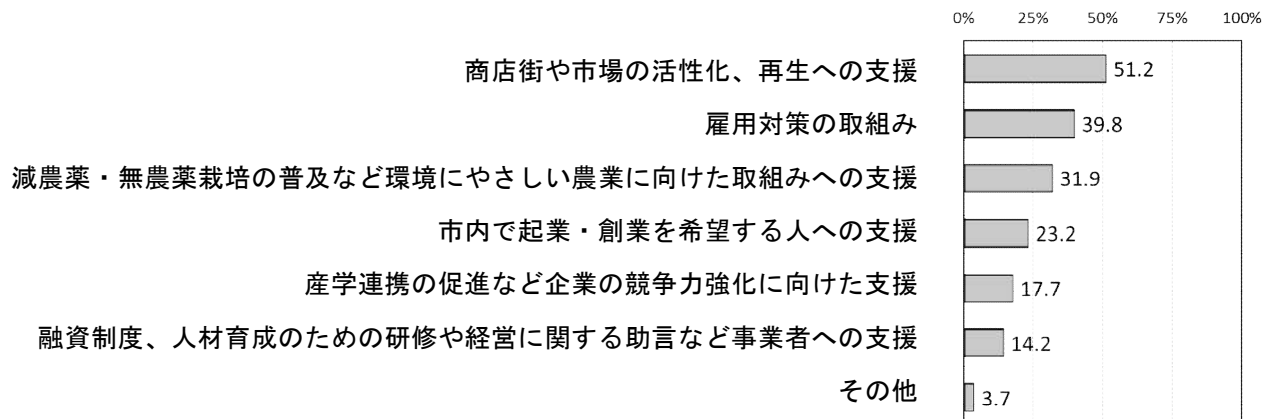
**問4. 教育の分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。**



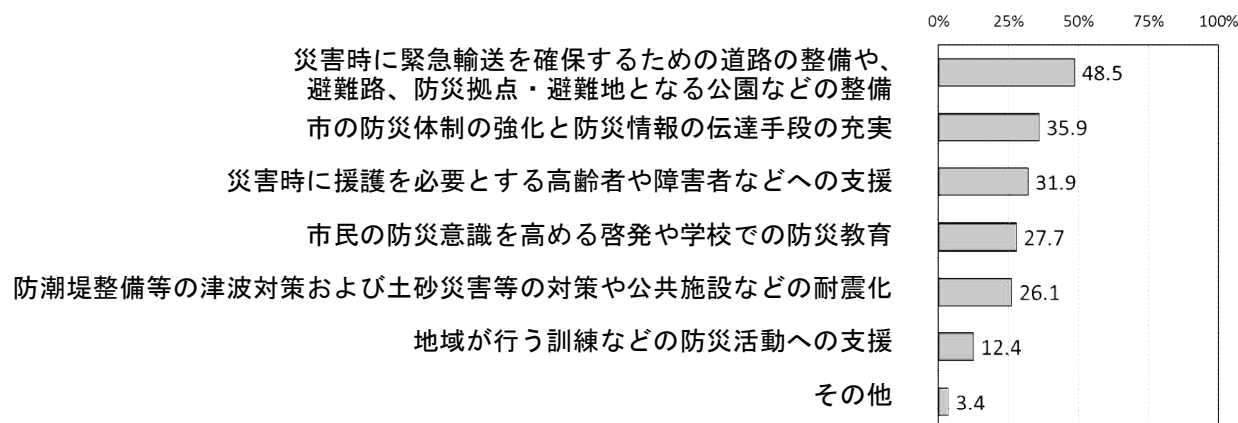
**問5. 文化・スポーツの分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。**



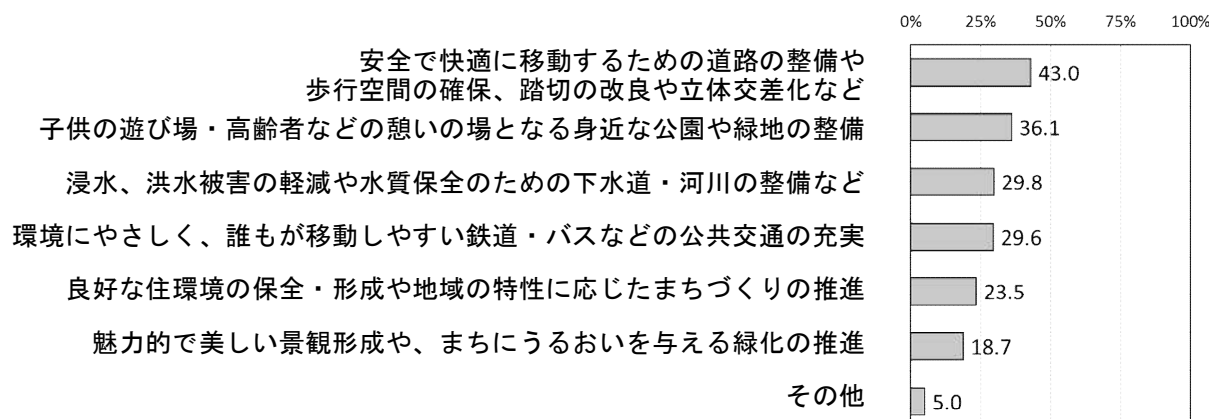
**問6. 産業の分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。**



**問7. 防災の分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。**



**問8. まちづくりの分野において、今後、特に力を入れるべきと思うものは何ですか。**



## 総合計画策定に向けた広聴会 ご意見の概要

### (1) 平成 28 年秋 広聴会

#### <実施概要>

- ・ 日時：平成 28 年 10 月～11 月
- ・ 場所：市内 9 地域（9 地域 18 会場）
- ・ 参加者数：241 名

#### <ご意見の概要>

多くの地域で共通して出ていた意見として、下記のものがありました。これらは、高齢化や社会構造の変化による全市的な共通課題であると考えられます。

- ・ 自治会等役員の高齢化、人材不足、若い人が参加しない
- ・ 住民自身の地域に関する意識の希薄化
- ・ マンション住民や若い住民と、地域活動とのコミュニケーションの希薄化
- ・ コミュニティと校区などの不一致
- ・ 気軽に集まれる場所が欲しい
- ・ バス交通が不便、コミュニティバスがあったらよい

### (2) 平成 29 年春 広聴会

#### <実施概要>

- ・ 日時：平成 29 年 5 月～6 月
- ・ 場所：市内 9 地域（9 会場）
- ・ 参加者数：282 名

#### <ご意見の概要>

- ・ 自治会参加者の高齢化が進み、若い世代が参加しない
- ・ 自治会活動の後継者がいない
- ・ 民生委員等のなり手を育てる人材育成策が必要
- ・ 小学校区と自治会区域等が異なり活動しにくい
- ・ 学校施設を地域に開放してほしい
- ・ 都市計画道路や公園を整備してほしい（※特に、未整備の地域～瓦木地域・甲東地域）
- ・ 甲子園浜や御前浜などの自然を守ってほしい
- ・ 空き家が増えている
- ・ 一人暮らしの高齢者が増えている

#### ＜今後の予定＞

平成 28 年 10 月～11 月の広聴会及び平成 29 年 5 月～6 月の総合計画策定に向けた広聴会を合わせまして、9 地域で合計 27 回、地域の課題や将来像に関するご意見をお聞きする会を開催しました。

平成 28 年秋の広聴会と平成 29 年春の広聴会において、参加市民から示された課題や意見については概ね同様の内容であると考えており、これらを踏まえて、基本構想や地域別計画の素案を検討しています。



# 市民ワークショップ「みんなで“みやカフェ”」実施結果

## (1) 実施概要

- ・ 日時：平成 29 年 7 月 30 日（日） 10:00～12:00
- ・ 場所：西宮市役所東館 8 階大ホール
- ・ 応募者数 : 160 名  
参加予定者数 : 110 名  
当日出席者数 : 76 名
- ・ 実施手法：ワールドカフェ

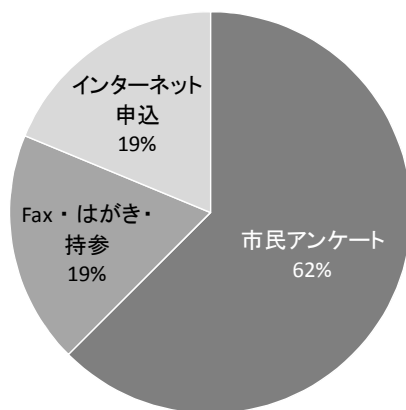


図. 1 応募者の内訳

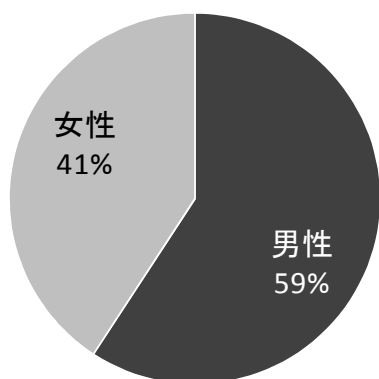


図. 2 出席者の男女別構成

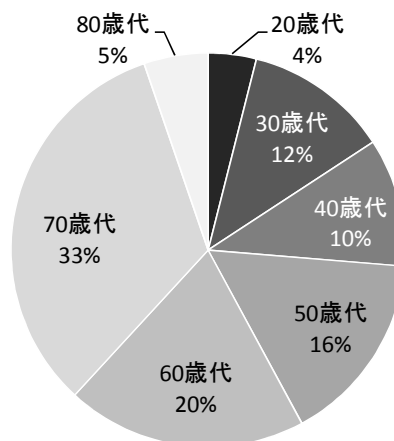


図. 3 出席者の年齢別構成

## (2) ご意見の概要

約1時間にわたり、参加者がお互いに「西宮の将来像」に関する会話を行いました。ワークショップの最後に、ワールドカフェでの会話を通じて得た「気づき」や「残しておきたい価値」を、「ふせん」に書いていただきました。その概要は次のとおりです。

### <自然に関する意見>

- ・西宮は自然が豊かなのでそれを大事に活かしていく。
- ・自然豊かで住みやすいまち。

### <情報発信に関する意見>

- ・市の良い所をもっと発信していく。子供たちに伝えていく。「宮っ子」を育てる。
- ・西宮の名所を活かし、「西宮市」という名前をみんなに知ってもらいたい。
- ・良いもの（歴史・文化・自然）を発信する。西宮を知り、伝えていく。

### <子育てに関する意見>

- ・子供を育てやすい環境が整うよう、ボランティア活動に参加してみたい。
- ・子供が安心して遊べて、学べるまちにしたい。
- ・より子育てしやすいまちになってほしい。子供が郷土として誇り暮らし続けるまちであってほしい。

### <コミュニケーションに関する意見>

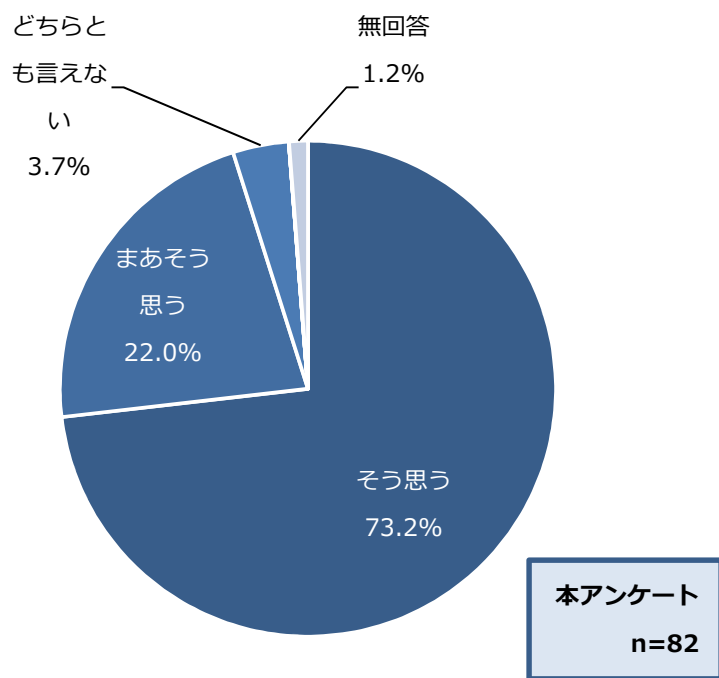
- ・全ての人が住みやすいまち。一人ひとりが声掛け発信する。地域から発信する。
- ・行政任せにせず、地域でできることは地域で行動するよう、担い手として頑張る。

# 商工会議所役員・議員企業アンケート調査結果

- 調査対象：西宮市商工会議所役員・議員企業（青年部会長、女性会会長含む）【標本数 110】
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 実施期間：平成 29 年 7 月 4 日（火）～7 月 31 日（日）
- 有効回答率：74.5%（有効回答件数：82）

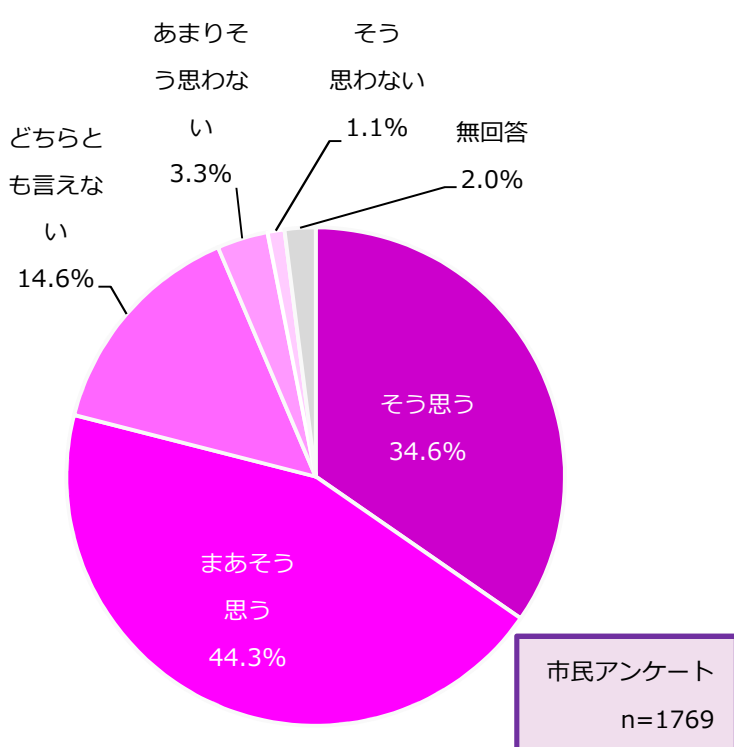
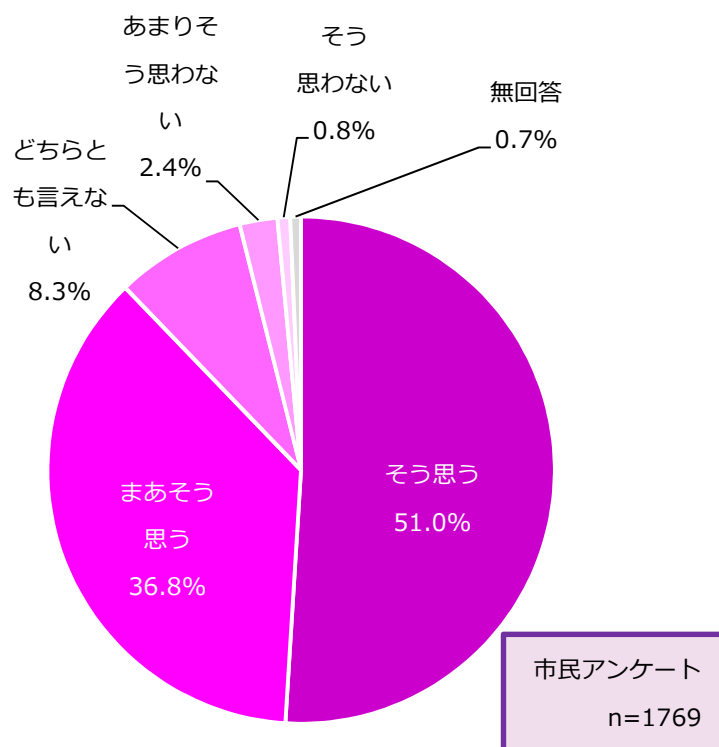
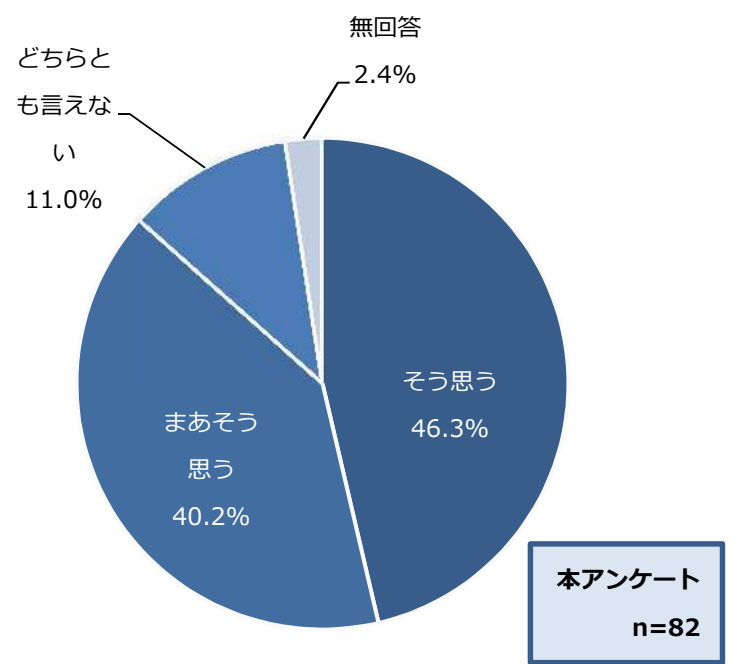
## 問 1. 西宮市に愛着を感じますか。

「そう思う（73.2%）」が最も多く、次いで「まあそう思う（22.0%）」が続いており、全体の約 95% が西宮市に対して愛着を持っていると回答しています。市民アンケートと比較すると、より明確に西宮市への愛着を持つ割合が多いことが窺えます。



## 問 2. 市外の人にまちの魅力を自慢できますか。

「そう思う（46.3%）」が最も多く、次いで「まあそう思う（40.2%）」が続いており、全体の約 87% が西宮市に対して愛着を持っていると回答しています。市民アンケートと比較すると、より明確に西宮市の魅力を自慢できると思う割合が多いことが窺えます。

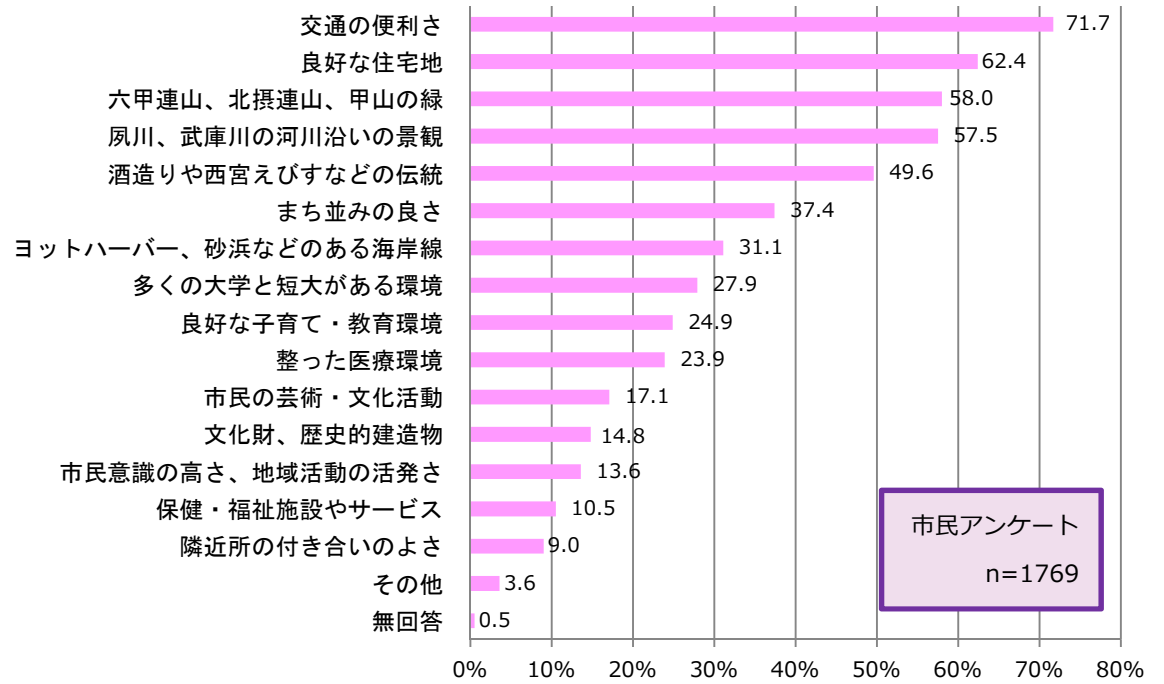
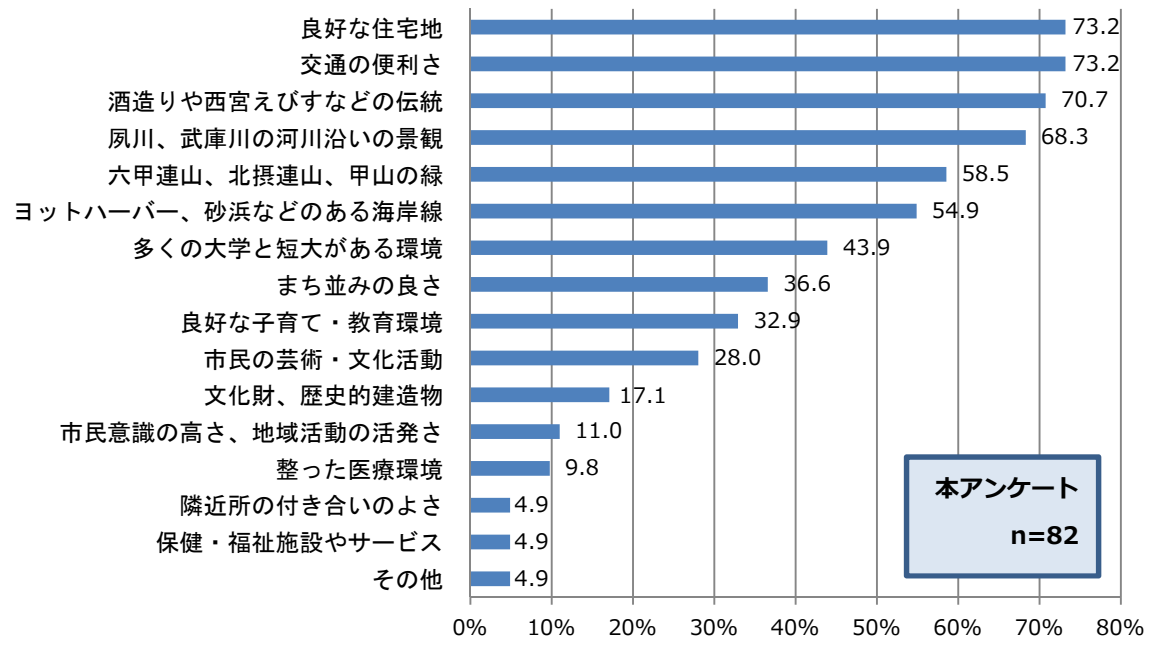


※回答の構成比は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

**問3. 西宮市の良さはどんなことだと思われませんか。**

「良好な住宅地（73.2%）」と「交通の便利さ（73.2%）」の2つが同割合で最も多く、次いで、「酒造りや西宮えびすなどの伝統（70.7%）」が多くなっています。

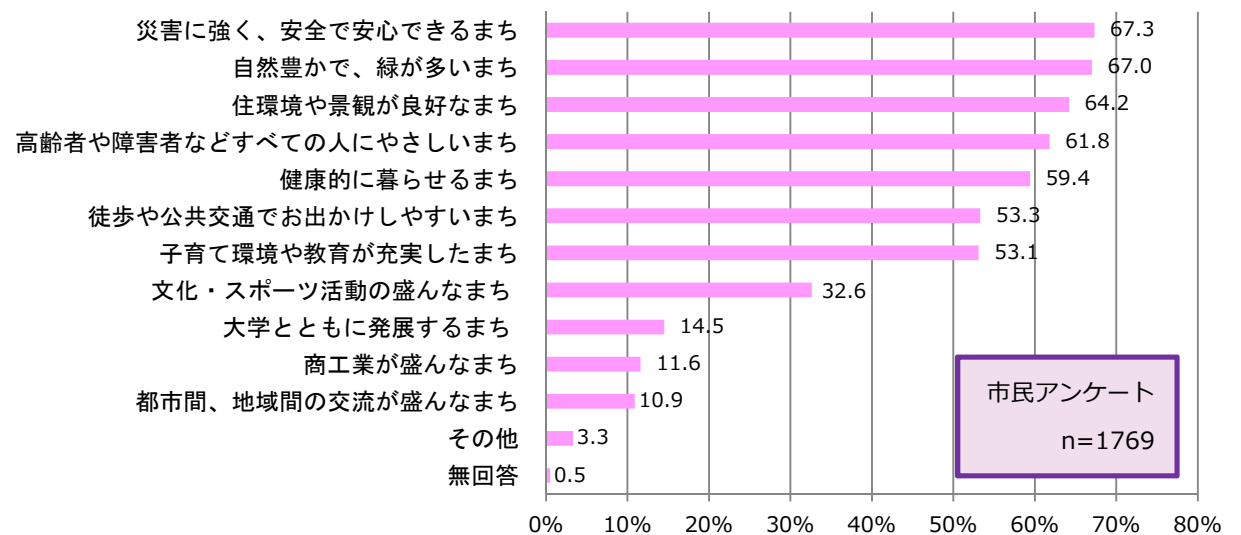
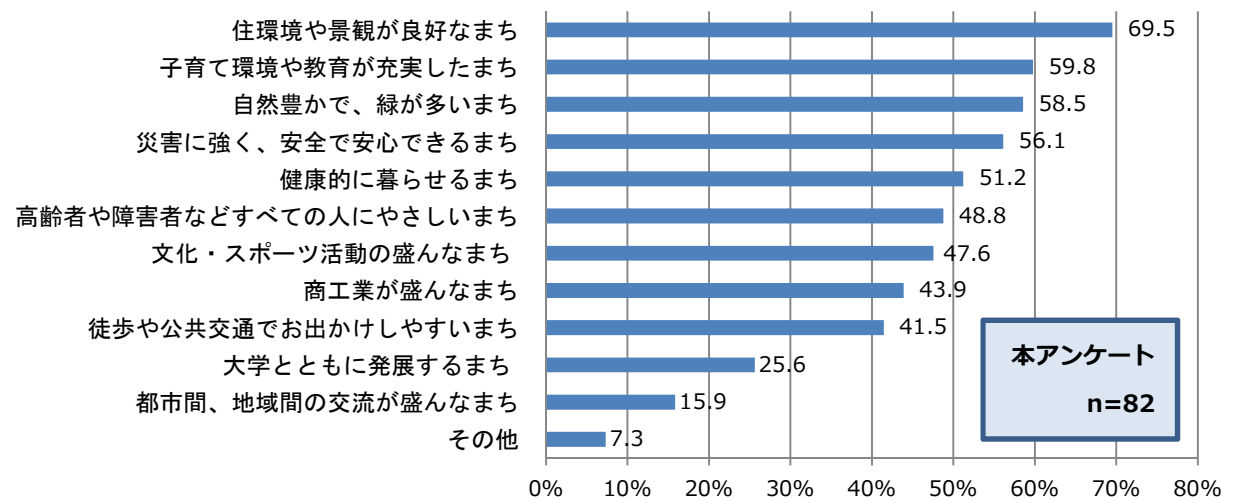
上位5項目については市民アンケートと同じものの、「酒造りや西宮えびすなどの伝統」の回答割合は高くなっています。



**問4. 将来の都市像として、西宮市をどんなまちに作り育てていくのが良いと思われませんか。**

「住環境や景観が良好なまち（69.5%）」が最も多く、次いで「子育て環境や教育が充実したまち（59.8%）」が多くなっています。

市民アンケートとは、全体的に回答割合に違いがありますが、中でも、市民アンケートでは下位だった「商工業が盛んなまち」の回答割合が高くなっています。



※設問は複数選択を可能としているため、選択肢の構成比 (%) の合計は 100% を超えます。

# 団体アンケート及び団体広聴会実施結果

## <団体アンケート>

- 調査対象：市内で活動する団体 【標本数：37】
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 実施期間：平成29年8月15日（火）～8月31日（木）
- 有効回答率：81.1% （有効回答件数：30）

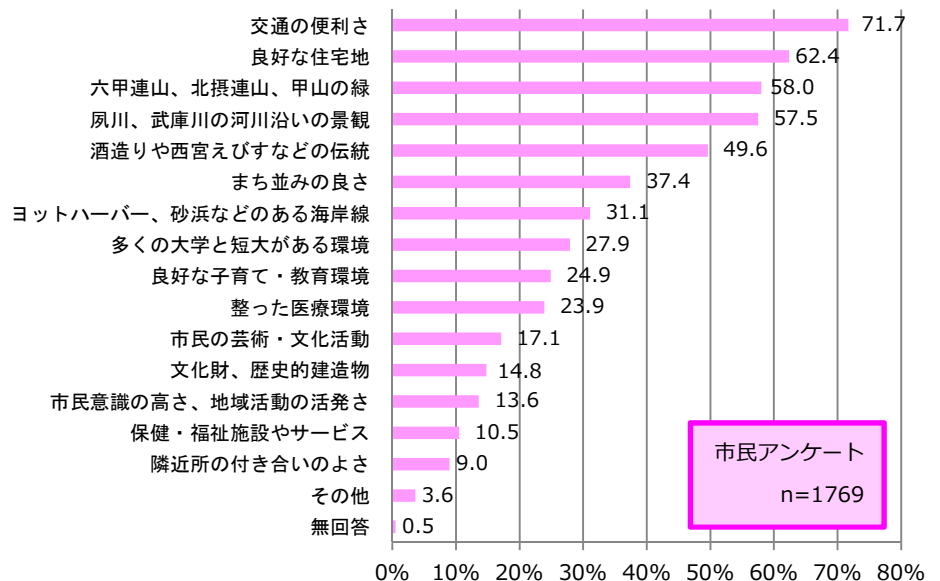
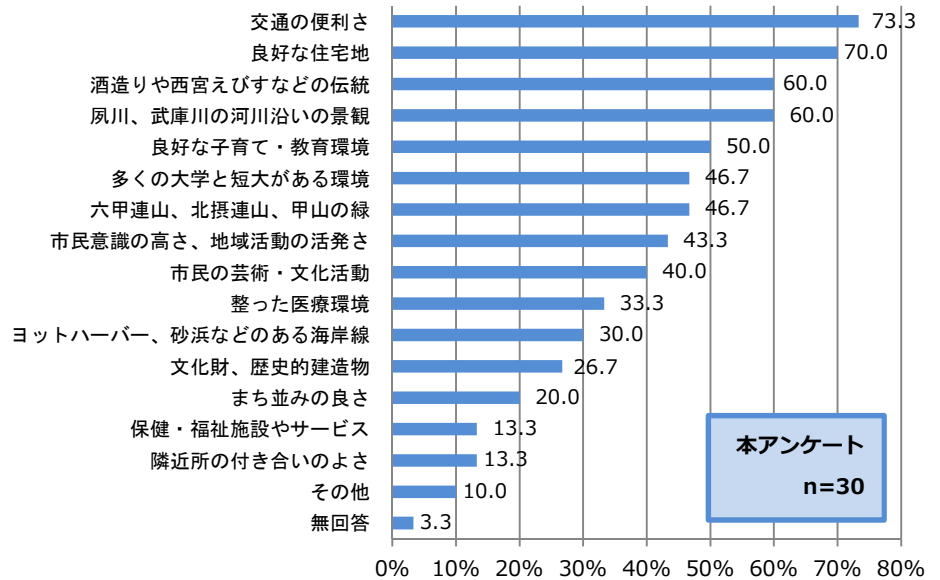
## <団体広聴会>

- 実施日：平成29年9月～10月
- 実施場所：西宮市役所本庁舎2階 252会議室等
- 参加団体数：19団体

※アンケート調査回答団体のうち、希望団体について、直接意見聴取を実施した。

## 問1. 西宮の良さはどんなところ だと思いますか。

「交通の便利さ（73.3%）」が最も多く、次いで「良好な住宅地（70.0%）」が多くなっています。「良好な子育て・教育環境」や「市民意識の高さ、地域活動の活発さ」、「市民の芸術・文化活動」の回答割合が市民アンケートと比べて高くなっています。



※設問は複数選択を可能としているため、選択肢の構成比 (%) の合計は100%を超えます。

**問2. 西宮市がどのようなまちになれば良いか。**

**問3. 各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動は何ですか。 等**

回答団体の活動分野毎の意見概要は以下の通りです。(団体広聴会での意見含む)

総じて、「西宮市がどのようなまちになれば良いか」については「皆が安心・安全に暮らせるまち」、「各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動」については、各団体の現在の取組が書かれています。

活動分野	西宮市がどのようなまちになれば良いか	各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動	その他意見（市への要望等）
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域に住まう人々皆が協力し、笑顔で安心して暮らせるまち</li> <li>■ 障害を持つ人も持たない人も、安心・安全に暮らしていけるまち</li> <li>■ 障害を持つ人達への正しい理解が全ての市民に伝わるまち</li> <li>■ 高齢者が元気なまち</li> <li>■ 全ての人が孤立することのない共生のまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域活動の活性化のための人材確保やイベント企画、啓発活動等</li> <li>■ 障害を持つ人達への理解促進のための「場」づくりへの協力</li> <li>■ 空家を活用した高齢者の集い場づくりの提案・協力</li> <li>■ 地域での居場所づくりや支援活動等、住民同士のつながりの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民生委員の活動内容について、もっと周知してほしい</li> <li>■ 特に若い人に住んでもらうため、地域ごとのプロジェクトや話し合いの場が必要</li> <li>■ 地域の結束を強めるため、支所を有効利用すべき</li> <li>■ 福祉避難所の整備を進めてほしい</li> <li>■ 集い場づくりのため、空家の情報を開示してほしい</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療・福祉の充実した、住み慣れた地域で生涯安心して暮らせるまち</li> <li>■ 医療や介護、福祉の充実した住民にやさしいまち</li> <li>■ 子供から高齢者まで、市民全体が生き生きとした生活を送れる「安心・安全」のまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域包括支援の推進</li> <li>■ 市民が安心して暮らせるための医療環境の整備</li> <li>■ 在宅医療、介護、認知や終末期医療の進展に関わる勉強会の開催や啓発活動</li> <li>■ 学校での健診や保健管理に関する取組</li> <li>■ 高齢者への福祉充実施策への参画</li> <li>■ 健康増進や公衆衛生の向上に向けての取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域包括支援推進のための ICT 化を推進してほしい</li> <li>■ 認知症サポート事業に積極的に取り組んでほしい</li> <li>■ 時間外救急のための医療環境が十分でない</li> <li>■ 民間病院と公立病院で全ての患者を受け入れられる環境づくりが必要</li> <li>■ 災害弱者の避難のあり方について検討が必要</li> <li>■ 大学の医療系学部との協働事業を進めてほしい</li> <li>■ 各種医療関係団体が一層連携して、医療の充実に貢献していく必要がある</li> <li>■ 有事に備え、圏域ごとに基幹薬局を作るべき</li> </ul>
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犯罪や事故のない安全で安心なまち</li> <li>■ 自治会加入世帯が多いまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通安全に関する啓発活動</li> <li>■ 自治会加入の呼びかけ</li> </ul>	/
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 世代や分野を超えたふれあいを通じ、心の豊かさを感じることができる人間性あふれるまち</li> <li>■ 地域の様々な団体が連携・協働し地域課題の解決に取り組むまち</li> <li>■ 人権文化の風土が根付くまち</li> <li>■ 明るく安心、安全なまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の各種団体と行政の連携推進</li> <li>■ 人権問題の解決に向けた講演会や研修会の実施</li> <li>■ 各種団体との意見調整</li> </ul>	/

活動分野	西宮市がどのようなまちになれば良いか	各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動	その他意見（市への要望等）
教育 子供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子供たちが安心・安全に成長できるまち</li> <li>■子供たちが安心して遊ぶことができるまち</li> <li>■どの子供も等しく、望む教育を受けることができるまち</li> <li>■大人も子供も喜び、互いに支えあうまち</li> <li>■地域交流を通じて、地域愛を持つ子供をはぐくむまち</li> <li>■高齢者や子供が安心・安全に暮らせるまち</li> <li>■人とのつながりを大切にした安心・安全なまち</li> <li>■青少年が野外で安心・安全に活動できる環境のまち</li> <li>■よりレベルの高い文化・教育環境をもつまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育てサポートプログラムの充実・教育関係者と協働での子育てプログラムの企画</li> <li>■園舎、園庭の開放</li> <li>■子育て相談や一時的な預かり</li> <li>■子供会活動と生涯学習をつなげる等、地域における世代間交流の推進</li> <li>■子供たちが将来西宮に戻ってきたくなるような故郷づくり</li> <li>■「愛の一声運動」による青少年の健全育成、非行化防止</li> <li>■自治会主催の野外活動の支援</li> <li>■大学、地域、行政の連携推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て家庭にとって優しいまちづくりや道路整備をしてほしい</li> <li>■連携拠点となる子育て総合センターのようなものが各地域にもっと必要</li> <li>■幼稚園、保育園、小学校等の、より緊密な連携が必要。</li> <li>■子供と高齢者が繋がれる場所が欲しい</li> </ul>
文化 スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■様々な場所で芸術が感じられるまち</li> <li>■万人が共に生涯を通じてスポーツに親しめるまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■芸術文化を醸成していくための作品提供、企画への参画等</li> <li>■地域でのスポーツ活動を通じたコミュニティづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大谷記念美術館について、アクセスの向上や子供の利用者数増に向けた取組が必要</li> <li>■市民ギャラリーの稼働率向上のための検討が必要</li> <li>■スポーツ施設のバリアフリー化を進めてほしい</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活発な企業活動が展開され、新たな起業家が誕生しやすいまち</li> <li>■働く者が豊かな文化に親しみ、いきいきと暮らせるまち</li> <li>■持続可能な農業振興ができるまち</li> <li>■市民一人ひとりが持続可能な消費を意識するまち</li> <li>■活力のあるまち</li> <li>■「文教住宅都市宣言」、「平和非核都市宣言」、「環境学習都市宣言」を具現化するまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域産業の振興や都市型観光の推進をはじめとする地域の活性化</li> <li>■地産地消の推進</li> <li>■市民農園や食農教育、農業祭を通じた市民交流</li> <li>■消費者問題の学習会、講座、企業見学会等の開催</li> <li>■フードドライブの推進</li> <li>■西宮に働くすべての労働者と社会的弱者の生活と福祉向上を目指した取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の考えを重視してほしい  (1) 簡素で効率的な行政運営  (2) あんぜんあんしんのまちづくり  (3) 健康で豊かな生活を楽しめるまちづくり</li> <li>■勤労者の福祉問題について、市として積極的な方針を打ち出してほしい</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子供たちが自然に親しみながら様々な学習ができるまち</li> <li>■きれいで自然豊かに快適で住みやすいまち</li> <li>■昔からある景観を生かした自然を守り、生き物との共生を図るまち</li> <li>■全ての市民がまちづくり意識を高く持つまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域での清掃活動の推進</li> <li>■人と自然の共生を図るための提案や協力</li> <li>■緑化活動を通じた、市民のまちづくり意識の醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域での清掃活動をもっと支援してほしい</li> <li>■自治会が活気づき、魅力ある組織になるよう支援が必要</li> <li>■人口減少社会において、これ以上の開発行為は不要</li> <li>■大規模な公園整備等、人と共存する緑の環境づくりに力を入れてほしい</li> <li>■環境教育にもっと力を入れてほしい</li> <li>■行政のフィールドワークがもっと必要</li> </ul>

## 学識経験者懇談会の実施結果

総合計画策定にあたり、各分野の専門の学識経験者から助言を頂戴しました。  
懇談会の概要は以下の通りです。

### (1) 実施概要

- ・ 日 時：平成 29 年 7 月 14 日（金）～平成 29 年 7 月 25 日（火）
- ・ 場 所：西宮市役所本庁舎 4 階 441 会議室等
- ・ 実施方法：各々の専門分野の学識経験者と市長・政策局及び関係局職員との懇談形式によりご意見を聴取しました。

表. 1 助言を頂戴した学識経験者の専門分野及びテーマ

氏 名	所 属	専門分野	助言のテーマ
新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授	行政学・公共政策	高齢化・人口減少社会における 都市行政のあり方について
徳久 恭子	立命館大学 法学部 教授	政治学・コミュニティ 政策	都市住民のライフスタイルの 変化とコミュニティへの帰属 意識について
角野 幸博	関西学院大学 総合政策学部 教授	都市計画	ライフスタイルの変化と都市 の将来像について

### (2) 懇談会の概要

#### ア 同志社大学大学院 総合政策科学研究科 新川教授

##### <総合計画策定に関する意見>

- ・ 総合計画策定は必要である。総合計画には取り組むべきことの記載のほかに、今後の人口動態や社会経済の変化を踏まえて、いつの時期にはどの事業を見直す、といった「やめる計画」を考えることも大事である。
- ・ どのようなサービスも 10 年、20 年という期間を維持することになるため、先を見越した計画にすることが大事である。

##### <都市行政のあり方に関する意見>

- ・ 都市のコンパクト化は重要であるが、市役所や西宮北口周辺に全部を集めるのではなく、機能分担した地域割をつくり、各々の地域が必要な役割・サービスを確保し、地域が相互に作用する中で、市として高度な機能を持つ都市を目指すべきである。
- ・ 西宮市のように成熟した都市は、医療でも福祉でも教育でも次のステップを狙わなければならない。例えば、学校教育も、高等教育、中等教育、初等教育のそれぞれ



の境目をなくしながらより高度化しようという動きが出ているので、そのような動きを市はどのように誘導し、あるいは市の中でそのようなモデルをつくっていくのかということを考えなければならない。

#### <人口減少と公共施設のあり方に関する意見>

- ・ 5年、10年先での急激な人口構造の変化は考えなくても良いが、30年～50年後に大きな変化が起こるのは間違いない。
- ・ 学校施設等、保育の問題も含めて、今後10年程度は、一定程度需要があり続けると考えられる。しかしながら、子供たちの問題については、10年経過したその先はどうするのかということも考えなければならない。今から数年は「要る」という人が増えると思われるが、いつまでもそうではない。
- ・ 10年後には少し人口が減り、さらにその後は着実に減少するので、そこから先の都市の存続を見据えた公共施設の総合的な管理の考え方が必要になる。

#### <行政職員・行政の業務のあり方に関する意見>

- ・ 情報化が進み、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）が進化すると、市民の権利義務に関わる部分を裁量的に判断するような責任を伴う業務を除き、ほとんどのサービス業務はアウトソーシングされていく。
- ・ 地域社会に責任を持つ市町村のあり方として、地域の問題を総合的に捉えて課題の解決にあたるという意味での行政の役割は大きく変わらない。企画調整的な役割は大きいので、それに対する職員のプランニング、コーディネート、ファシリテーション等の能力は必須事項になる。

### イ 立命館大学 法学部 徳久教授

#### <都市内分権に関する意見>

- ・ 都市内分権の実現には困難が伴う。地域での予算の使い方が、一番の課題となる。イベント等に使用するのではなく、地域の問題解決のために使用するようになるまで、一定期間を要する。また、5支所に対応できるかという問題もあるが、初動段階では、地域に丸投げせずに、ある程度の支援をする体制が必要。
- ・ 都市内分権では、地域間格差が生じる。上手くいかない地域のテコ入れに行政が入るか、コーディネーター的な人間が入るか、対応が必要となる。
- ・ 都市内分権の単位は、地域によるが、大都市部は小学校区単位が多い。しかしながら、単位を一括りにして決めない方が良い。人口が減っている地域、高齢化が進んでいる地域では中学校区、あるいは2つの小学校区を1つの単位とする考え方もある。

#### <NPOの活用に関する意見>

- ・地域住民ができることは限られているので、見守りや親睦関係は任せても良いが、ケアサービス等の専門性を要する高齢福祉に関しては、NPO等を活用する。
- ・地域住民には、行政側以上にNPOに懐疑的な方も多し。そのため地域福祉に入りたいと思っているNPO団体があっても、町内会が拒否するケースもある。そこを意識改革しなければ、このような組織を活用することはできない。
- ・都市内分権を考える場合は、地縁組織だけではなく、テーマ別にNPOの得意分野を把握して、どのNPOと上手くマッチングさせるかということを考えなければ、行政の仕事は減らない。

#### <共働き世帯の増加と学童保育に関する意見>

- ・共働き世帯が増えると学童保育の問題が出てくる。学童保育は受け皿が無くて困難なところがあるが、例えば、時間的に余裕のある高齢者に来てもらえるなら見守りをしていただく等、発想の転換が必要である。
- ・学童保育は一定の基準があり、運営者も存在しているが、空いている教室を使用して学童に入れないうちの子供たちの居場所をつくり、そこにある程度の大人がいるような状態をつくる等、発想を転換すれば空き施設の利用の仕方が色々考えられる。

#### <地域活動の担い手に関する意見>

- ・子供の頃から地域の人たちとの交流を経験させていなければ、次世代は育たない。これまで何もしていなかった世代が大人になった時に地域のことを担ってくれるのか問題である。
- ・50歳代の女性は、まだパートタイムで働く人が多いが、子供が小学生の時に子供会や婦人部を手伝ったことがある人がおられるので、そのような方を呼び込めると良い。

#### ウ 関西学院大学 総合政策学部 角野教授

##### <人口集中及び地域間格差に関する意見>

- ・日本全体が安定成長に入った際の過疎・過密同時解消対策は困難である。
- ・現実を見ると、駅周辺への人気の集中は今も収まらない。
- ・産業政策と居住政策をどのようなスケール、どのようなマーケットで考えていくかということになるが、市内において利便性にそれほど差は生じない。一見すると、北部が不便で南部が便利に見えるが、移動時間が2時間・3時間も変わる訳ではない。

- ・今までのようにマスマーケットを対象に考えるのではなく、もう少し小さなマーケットで、その場所の魅力に共感できる人たちを呼び寄せてくるような方法もある。

#### <ライフスタイルの変化に関する意見>

- ・家族の形が小さくなる中で、平日は働きに出て、週末は休息と家族サービスというモデルがすべてではなくなっている。
- ・1週間ではなく、24時間の中で、そこに住んで、働いて、楽しめるようなライフモデルをアピールしても良いのではないか。職住近接型で、文化やスポーツをアフター5や早朝、通勤前に楽しめる等、そのような24時間生活に魅力が出てくるのではないか。

#### <都市の将来像に関する意見>

- ・地形や地勢という千年単位の魅力と、中世、近世という百年、あるいは数百年単位の魅力、それから、この100年の中で出てきた数十年単位の魅力を、どのように組み合わせるか、重ねるかが極めて重要である。
- ・山の景色等、地形は簡単には変わらないので強力なアピールポイントになる。そのように、西宮の不易の魅力とは何なのかということをもっと冷静に見て、然るべき規制をきちんとしていくことが重要である。

#### <緑・景観を保全するための取組に関する意見>

- ・現在、緑がない地域について、「緑を創出し景観を保全する」ためにどのような将来像を描くのかということ、市と地域が共有すれば、開発事業があった場合でも単に開発反対ではなく、緑が生まれるのであれば合意できる部分もあり得る。
- ・目標を共有できる地域コミュニティをつくらなければならない。難しいことであるが、普段の活動の中から市民に対して「緑も大事」、「自分たちが支えた方が楽しい」と思ってもらえる仕組みをつくる必要がある。

## 西宮市の将来人口推計（平成29年6月版）

はじめに	1
1. 近年の人口推移	2
2. 将来人口推計結果	5
3. 推計方法	8
4. 推計結果の詳細	9
5. 分析・考察	17

## はじめに

第5次西宮市総合計画を検討するにあたり、本市の将来人口推計を行いました。

将来人口は、総合計画をはじめ、本市の様々な施策や施設計画の基礎資料として用いられる重要な指標です。全国的に人口減少が進展し、本市においても、今後人口が減少していくことが予測されています。

本推計では、平成27年度を基準年度として平成52年までの25年間の将来人口の推計値を5年ごとに算出しました。また、全市及び地域別に推計を行い、地域ごとの人口や年齢階層ごとの人口推移を確認しました。

# 1. 近年の人口推移

## (1) 人口推移

平成元年以降の人口の推移を図. 1 及び表. 1 に示しています。

平成6年まで本市の人口は425,000(人)前後で推移していましたが、平成7年の阪神・淡路大震災により390,000(人)まで減少しました。その後、震災復興と共に人口は回復し、平成12年には震災前人口を上回り、平成20年頃まで急激に増加し、近年は微増傾向が続いています。

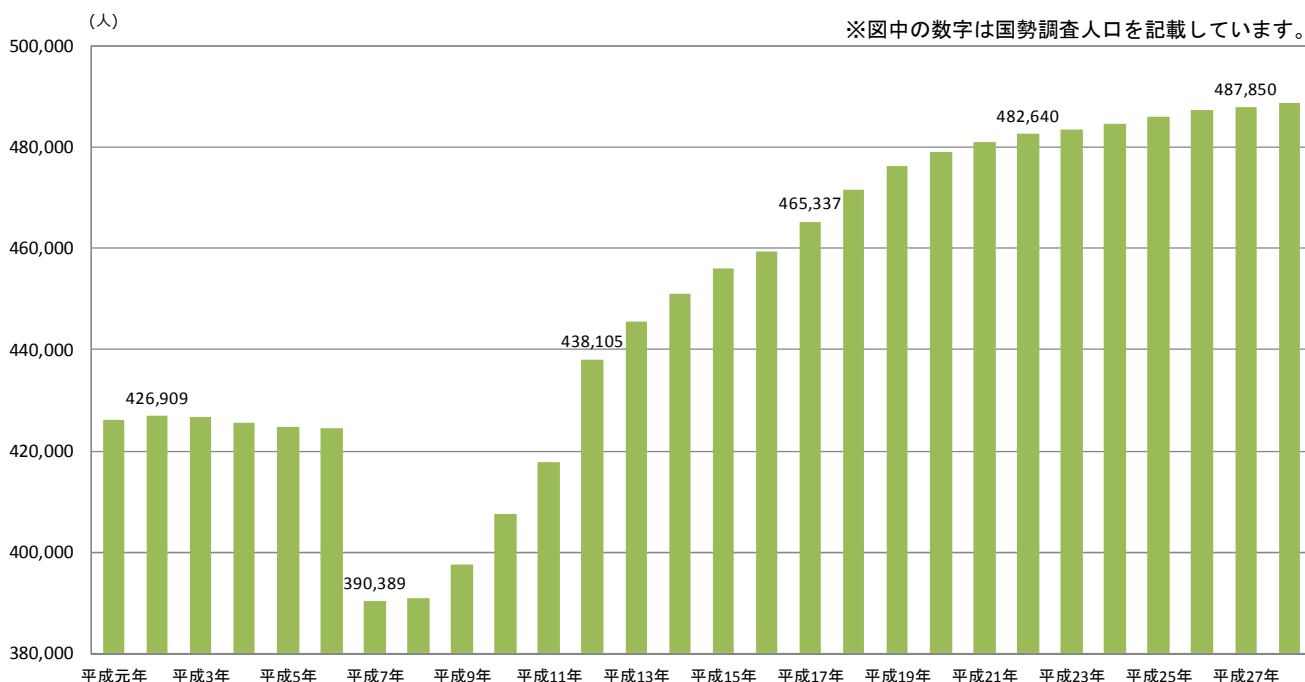


図. 1 人口の推移

出典：西宮市統計書

表. 1 人口の推移

単位：人

平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
426,129	426,909	426,711	425,711	424,719	424,328	390,389
平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
390,792	397,618	407,687	417,751	438,105	445,658	451,163
平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
456,037	459,448	465,337	471,572	476,315	479,038	480,980
平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
482,640	483,598	484,702	486,071	487,409	487,850	488,874

※表中の数字は国勢調査人口及び各年10月1日現在の推計人口を記載しています。

出典：西宮市統計書

## (2) 人口動態の推移 (社会動態推移)

平成元年以降の転入数・転出数による人口動態の推移を図.2及び表.2に示しています。

平成3年以降、平成6年まで年間2,000人程度の転出超過となっている状況が続いていましたが、阪神・淡路大震災が発生した平成7年は20,000人近く転出超過となりました。しかしながら、震災翌年の平成8年から転入超過に転じ、平成9年から平成19年まで年間2,000人以上の転入超過となりました。平成20年以降は、転入数・転出数が同程度に推移していますが、若干の転入超過が続いています。

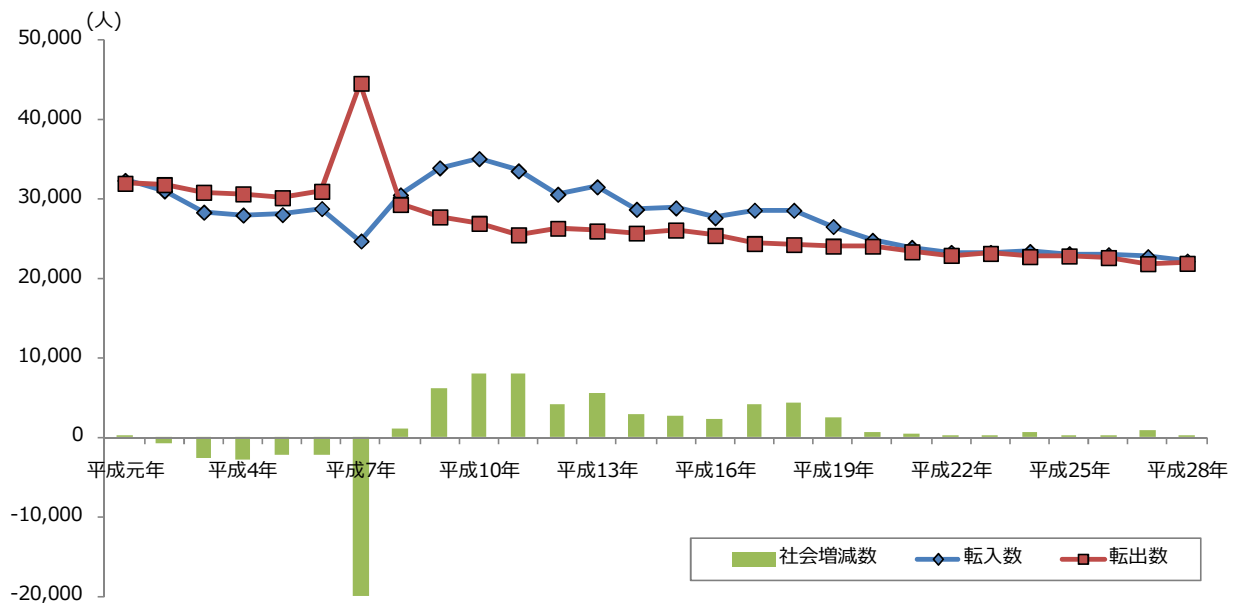


図.2 人口動態の推移 (社会動態)

表.2 人口動態の推移 (社会動態)

単位：人

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
転入数	32,420	31,105	28,424	28,061	28,120	28,878	24,792
転出数	32,067	31,887	30,936	30,733	30,258	31,051	44,657
社会増減数	353	-782	-2,512	-2,672	-2,138	-2,173	-19,865
	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
転入数	30,588	34,010	35,173	33,623	30,678	31,614	28,782
転出数	29,388	27,832	27,010	25,582	26,396	26,061	25,794
社会増減数	1,200	6,178	8,163	8,041	4,282	5,553	2,988
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
転入数	28,963	27,725	28,683	28,666	26,615	24,883	23,979
転出数	26,173	25,479	24,471	24,347	24,148	24,140	23,432
社会増減数	2,790	2,246	4,212	4,319	2,467	743	547
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
転入数	23,370	23,369	23,474	23,192	23,056	22,820	22,271
転出数	22,983	23,234	22,835	22,910	22,706	21,945	21,979
社会増減数	387	135	639	282	350	875	292

※表中の数字は住民基本台帳法、外国人登録法(平成24年7月9日廃止)、戸籍法に基づく届出及び記載の数字です。

出典：西宮市統計書

### (3) 人口動態の推移（自然動態推移）

平成元年以降の出生数・死亡数による人口動態の推移を図.3及び表.3に示しています。

阪神・淡路大震災が発生した平成7年は死亡数が出生数を上回りましたが、その年以外は、出生数が死亡数を上回っています。特に、社会増がピークとなった平成10年以降は、出生数が毎年4,500人前後で推移しています。

一方、死亡数については、阪神淡路大震災が発生した平成7年を除けば増加傾向で推移していることから、自然増が減少傾向となっています。

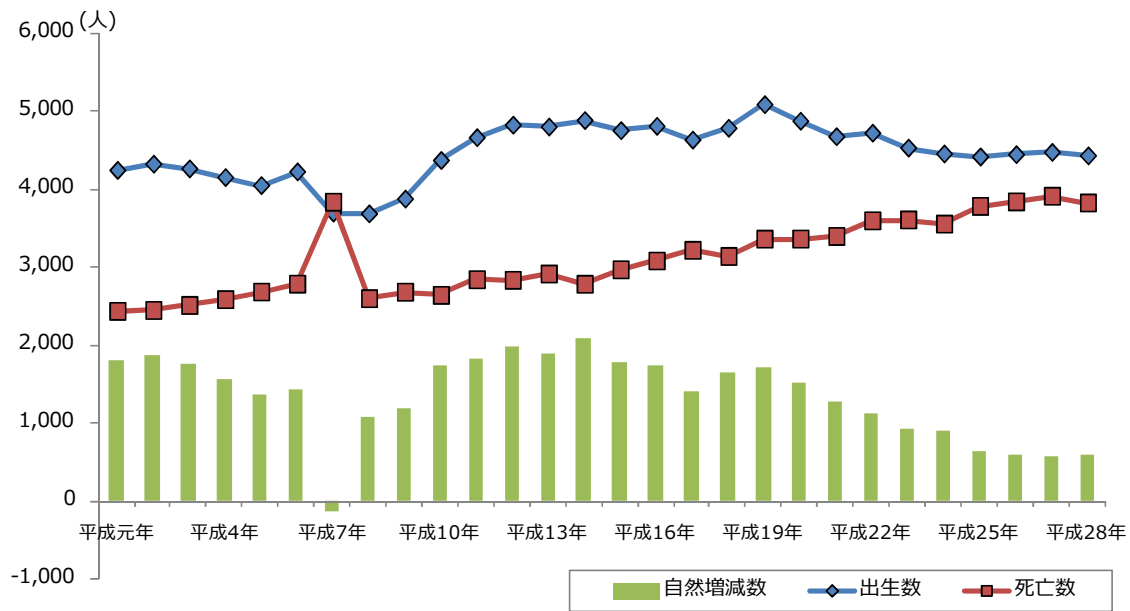


図.3 人口動態の推移（自然動態）

表.3 人口動態の推移（自然動態）

単位：人

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
出生数	4,241	4,320	4,261	4,149	4,046	4,222	3,694
死亡数	2,434	2,445	2,509	2,584	2,681	2,782	3,833
自然増減数	1,807	1,875	1,752	1,565	1,365	1,440	-139

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
出生数	3,683	3,873	4,368	4,660	4,820	4,797	4,880
死亡数	2,596	2,679	2,639	2,839	2,832	2,912	2,780
自然増減数	1,087	1,194	1,729	1,821	1,988	1,885	2,100

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
出生数	4,751	4,806	4,630	4,781	5,084	4,871	4,673
死亡数	2,966	3,079	3,215	3,137	3,359	3,360	3,395
自然増減数	1,785	1,727	1,415	1,644	1,725	1,511	1,278

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数	4,718	4,527	4,452	4,413	4,443	4,471	4,427
死亡数	3,594	3,606	3,552	3,780	3,838	3,909	3,823
自然増減数	1,124	921	900	633	605	562	604

※表中の数字は住民基本台帳法、外国人登録法（平成24年7月9日廃止）、戸籍法に基づく届出及び記載の数字です。

出典：西宮市統計書



## 2. 将来人口推計結果

本市の将来人口推計の結果を図.4に示しています。

平成32年までほぼ横ばいで推移しますが、それ以降人口は減少し、第5次総合計画の目標年次である平成40年時点では478,492（人）【参考値】となっています。

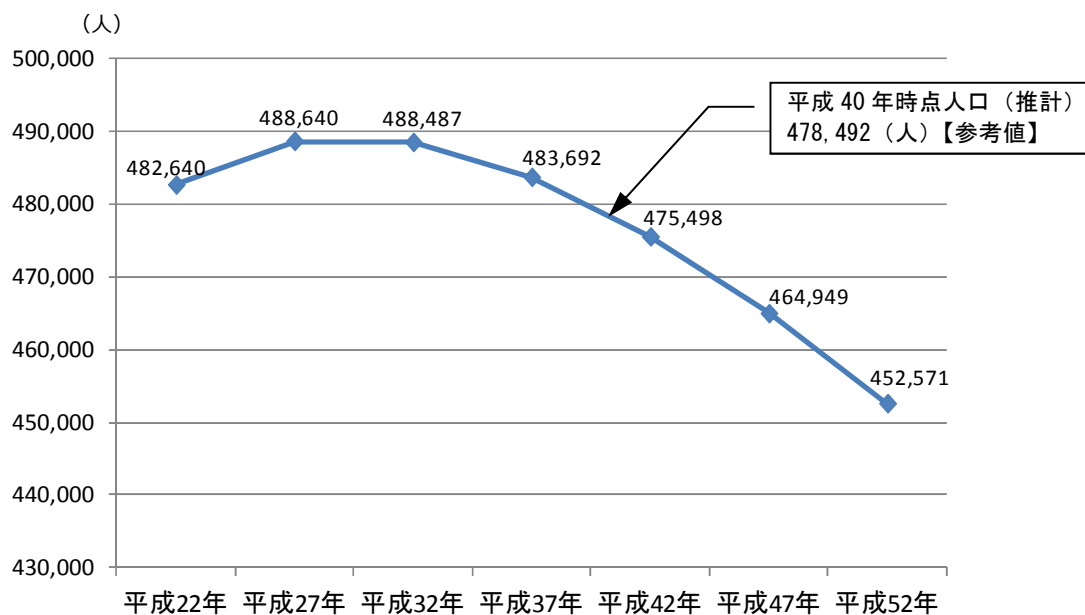


図.4 本市の将来人口推計

また、地域別の将来人口推計を図.5に示しています。各地域によって増加、減少傾向が異なっています。次頁以降に地域別の推計結果を示しています。

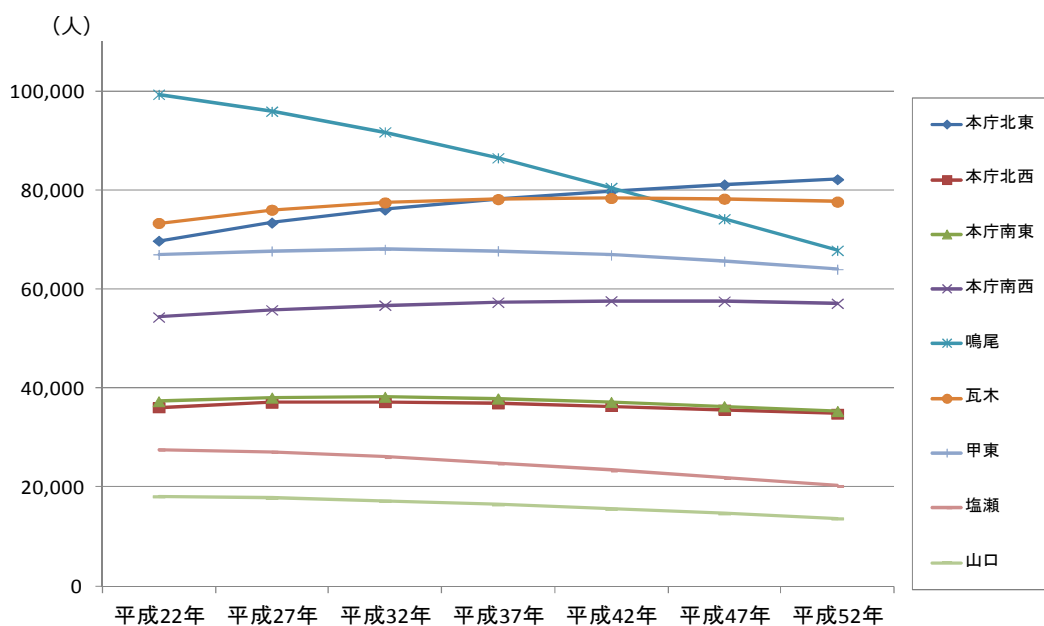


図.5 地域別の将来人口推計

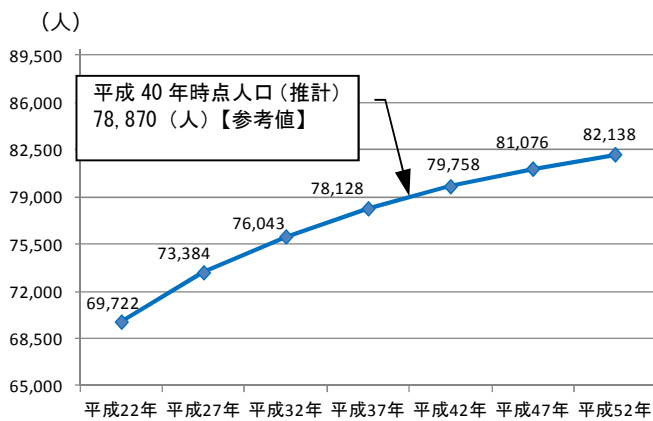


図. 6 本庁北東地域の将来人口推計

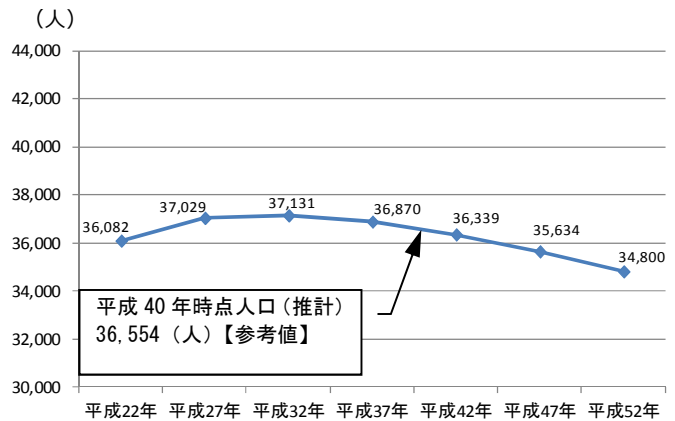


図. 7 本庁北西地域の将来人口推計

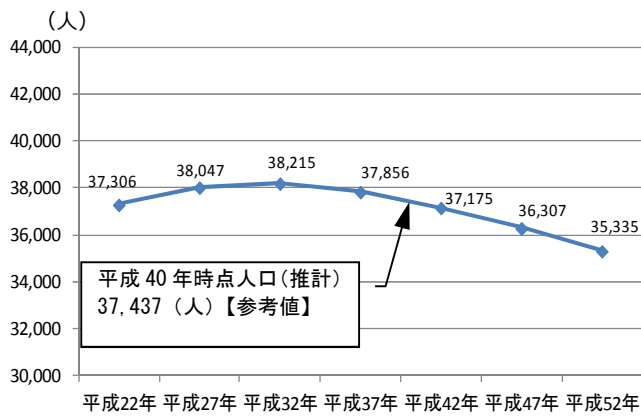


図. 8 本庁南東地域の将来人口推計

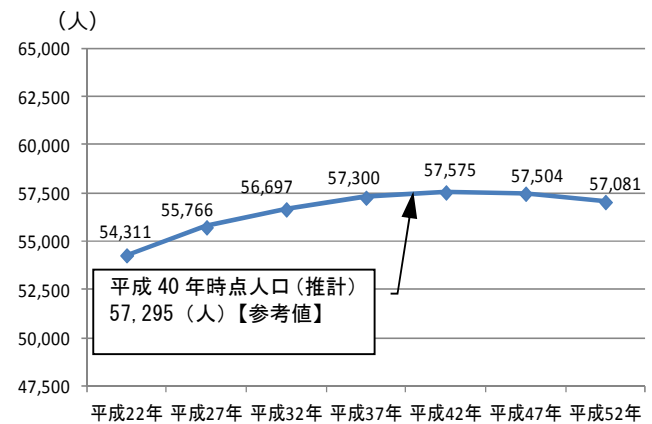


図. 9 本庁南西地域の将来人口推計

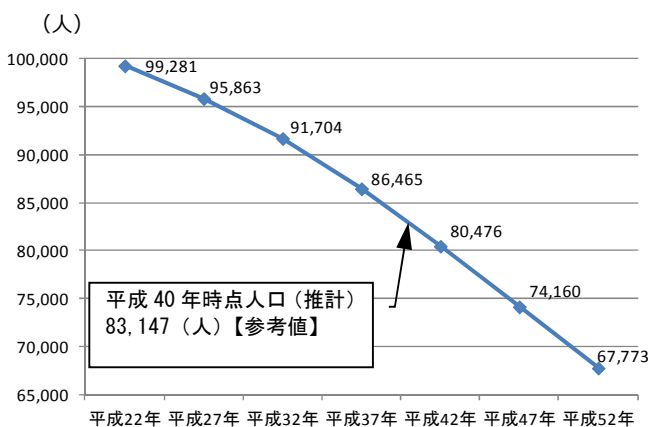


図. 10 鳴尾地域の将来人口推計

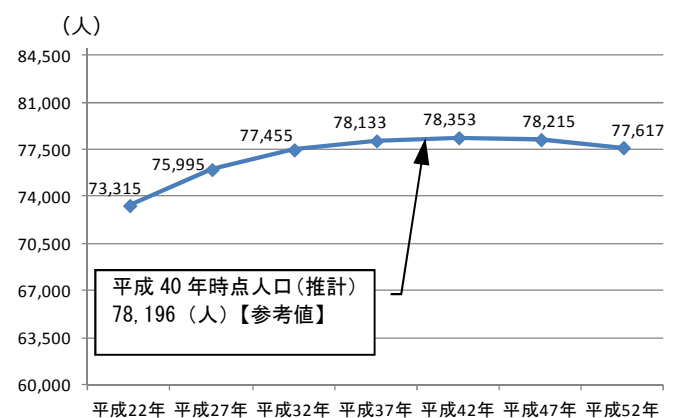


図. 11 瓦木地域の将来人口推計

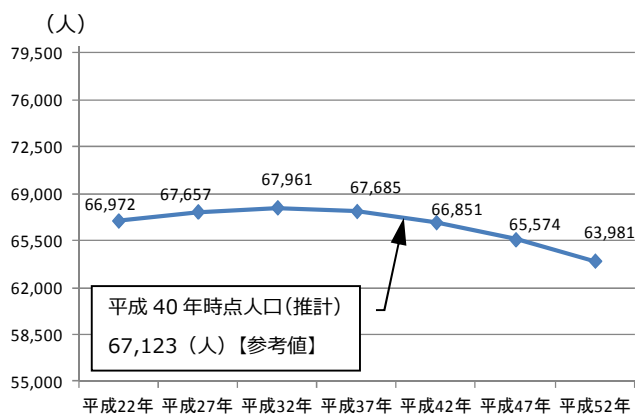


図. 12 甲東地域の将来人口推計

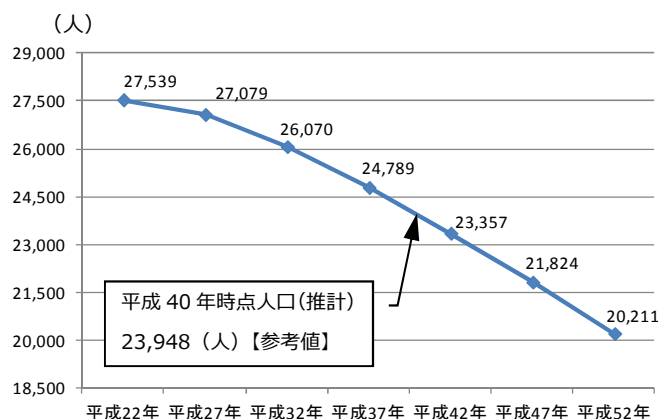


図. 13 塩瀬地域の将来人口推計

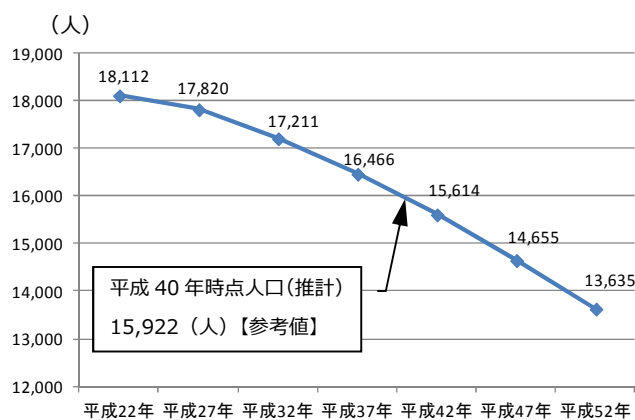
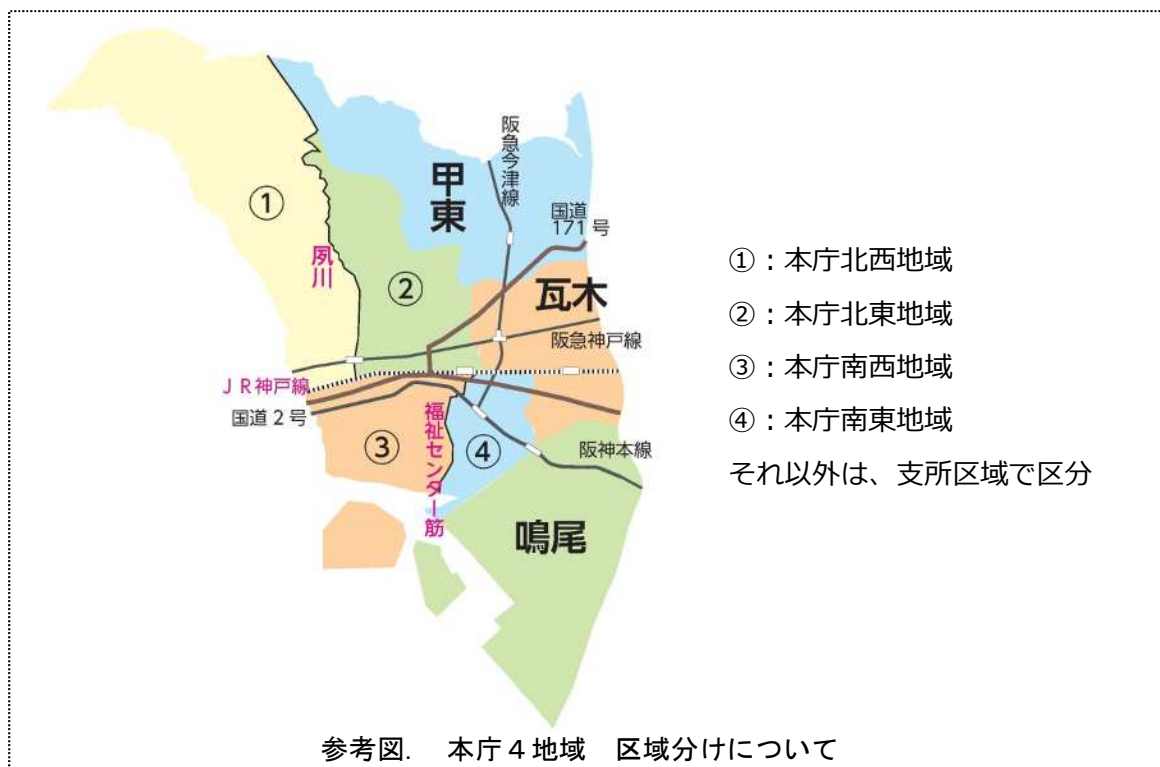


図. 14 山口地域の将来人口推計

注) 図. 6～図. 14 の各グラフの縦軸は、各地域の増減の比率をベースにして設定しています。



### 3. 推計方法

#### (1) 推計手法

長期の人口推計を行うにあたり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計手法（コーホート要因法）に準拠しつつ、直近の最新データを反映し、時点修正を行いました。

コーホートとは、同期間に出生した集団のことをいい、本推計では男女別に5年5歳区分で構成しています。また、コーホート要因法とは、出生・死亡・移動等の人口の変動要因に基づいてコーホートごとに将来人口を推計する手法です。

#### (2) 推計の基本データ

##### ア 基準人口

国勢調査による平成22年10月1日現在、市区町村別、男女・年齢（5歳階級）別人口（外国人を含む）です。

##### イ 子ども女性比

特定時期の0～4歳の人口を同時期の15～49歳の女性人口で除した値。

##### ウ 0-4歳性比

特定時期の0～4歳女性人口100人あたりの0～4歳男性人口。

##### エ 生残率

特定時期の各コーホートの人口が、5年後に生き残っている率。

##### オ 純移動率

特定時期の各コーホートのその後5年間の転入超過数を各コーホートの人口で除した値。

##### カ 純移動率の補正

大規模な住宅開発などによる過剰な転入増加の影響を軽減するため純移動率の上限を設けて補正。

(3) 推計算出式

ア 5歳以上の男女・年齢別人口の推計

$$(x+5 \text{ 年の男女} \cdot \text{年齢別人口}) = (x \text{ 年の男女} \cdot \text{年齢別人口}) \times (\text{生残率} + \text{純移動率})$$

イ 0-4歳男女別人口の推計

$$0-4 \text{ 歳人口} = 15 \sim 49 \text{ 歳女性人口} \times \text{子ども女性比}$$

## 4. 推計結果の詳細

(1) 男女別

ア 全市

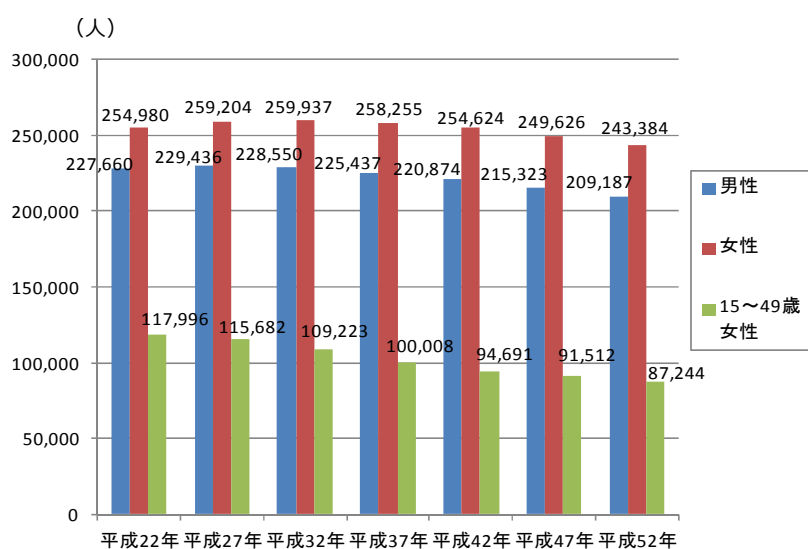


図. 15 将来人口推計における男女別構成（全市）

イ 地域別

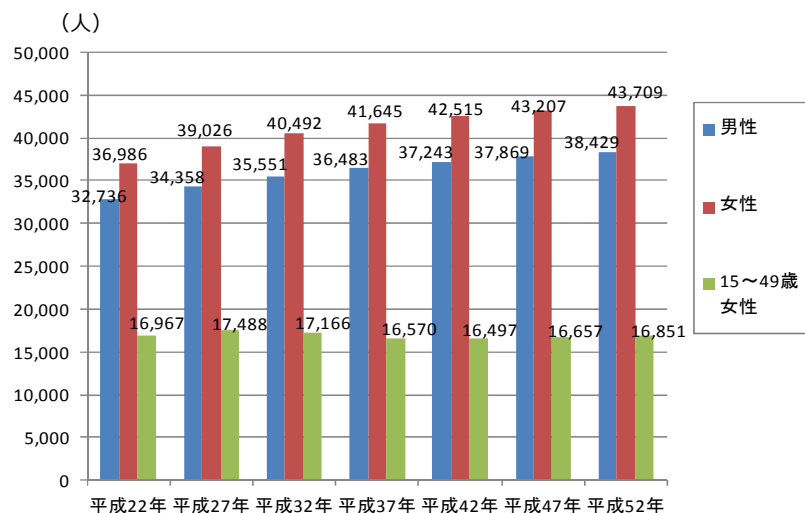


図. 16 将来人口推計における男女別構成（本庁北東）

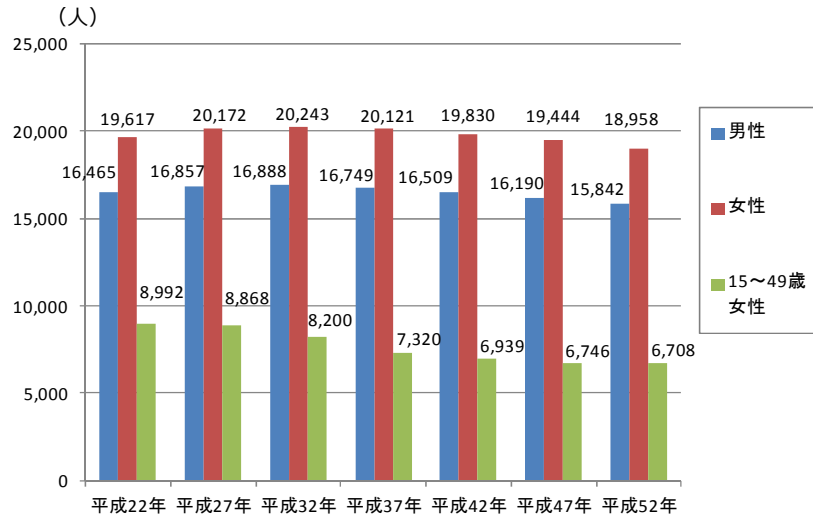


図. 17 将来人口推計における男女別構成（本庁北西）

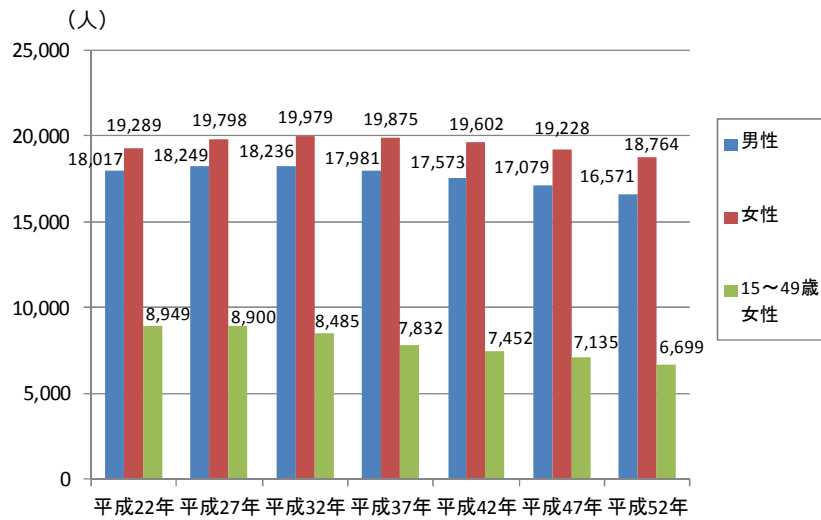


図. 18 将来人口推計における男女別構成（本庁南東）

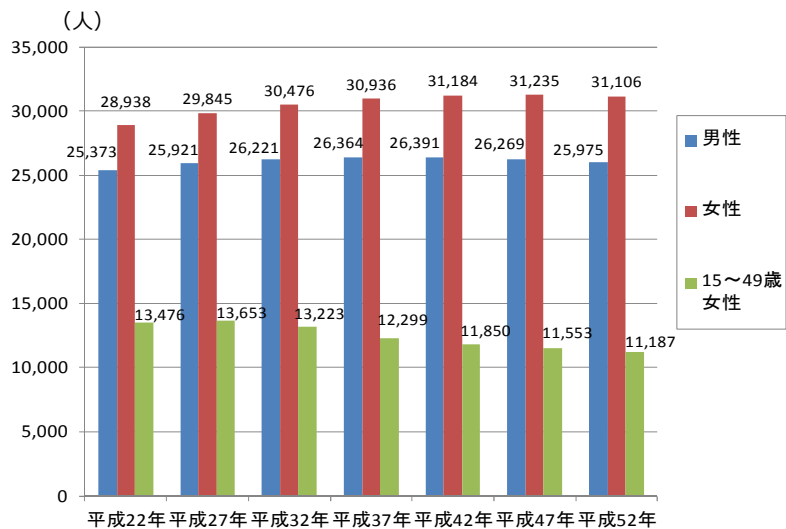


図. 19 将来人口推計における男女別構成（本庁南西）

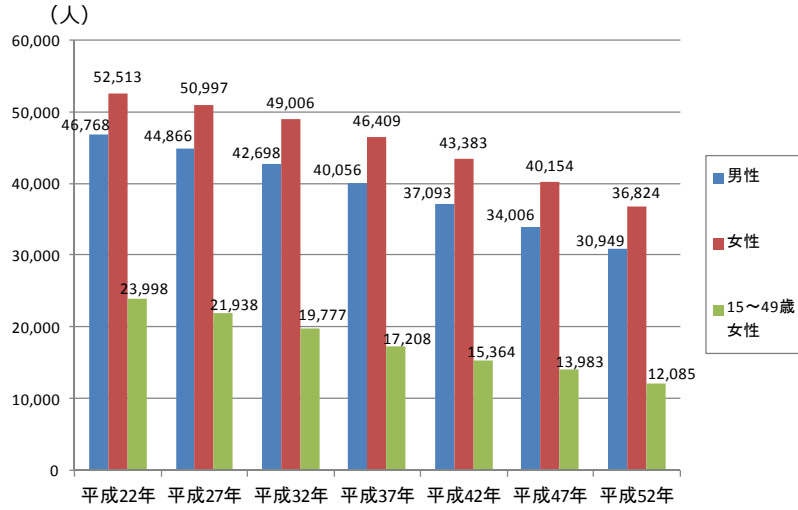


図. 20 将来人口推計における男女別構成（鳴尾）

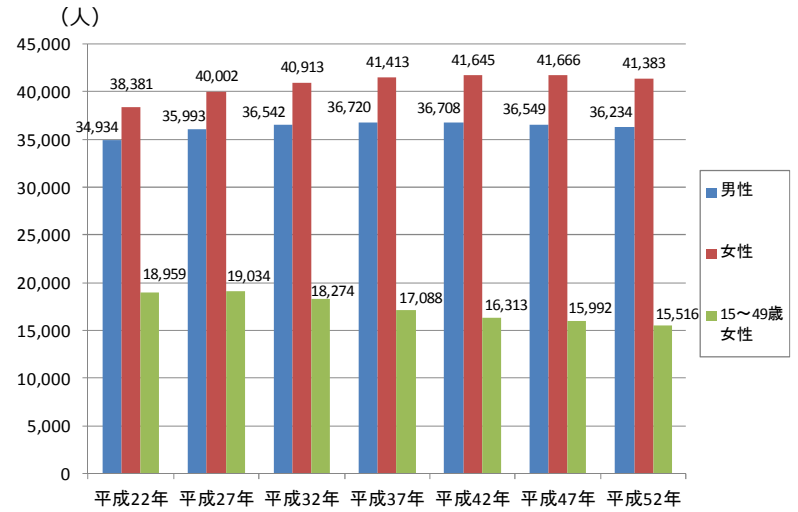


図. 21 将来人口推計における男女別構成（瓦木）

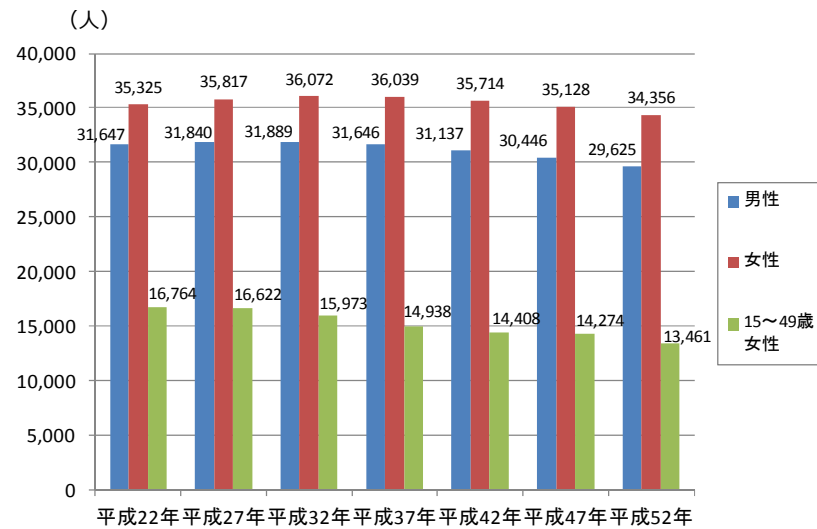


図. 22 将来人口推計における男女別構成（甲東）

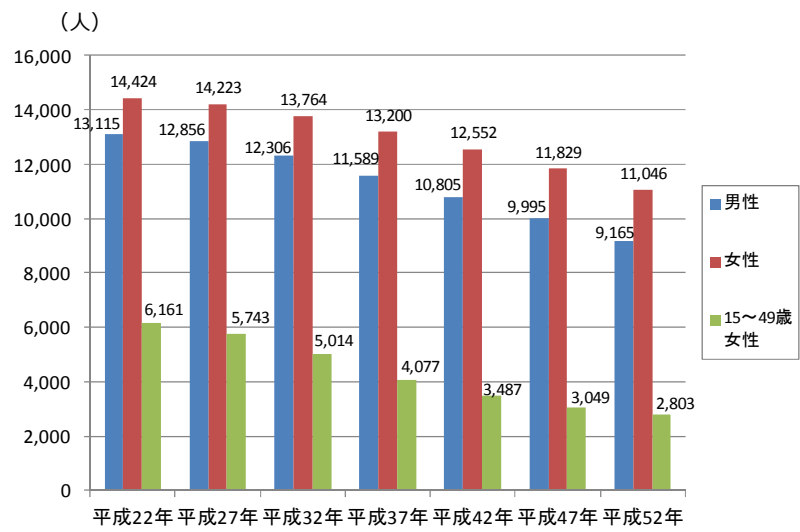


図. 23 将来人口推計における男女別構成（塩瀬）

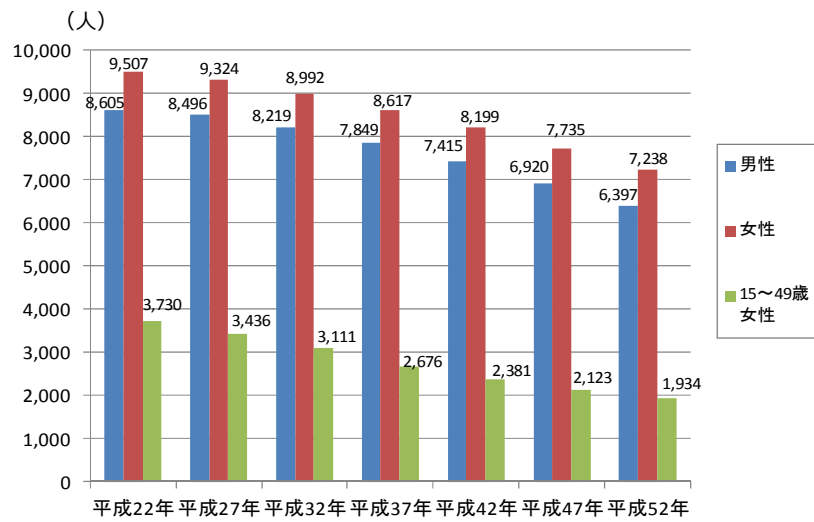


図. 24 将来人口推計における男女別構成（山口）



(2) 年齢階層別

ア 全市

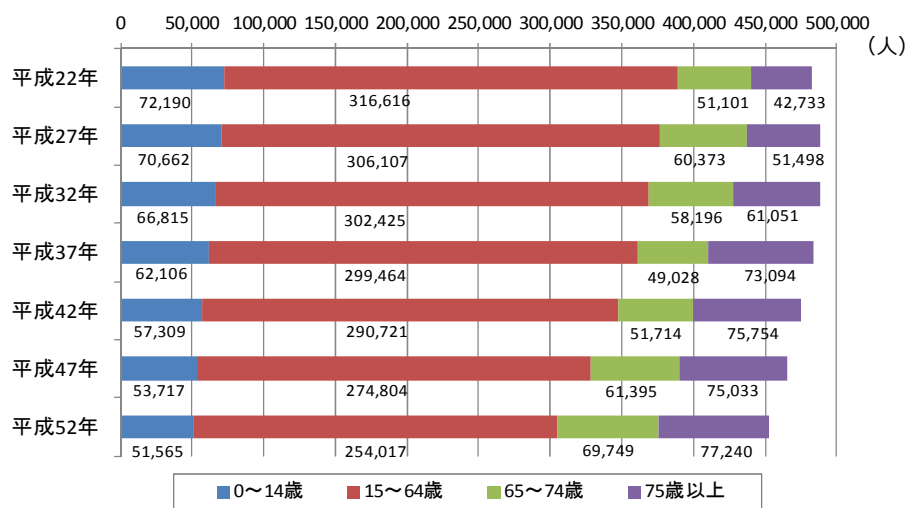


図. 25 将来人口推計における年齢別構成（全市）

イ 地域別

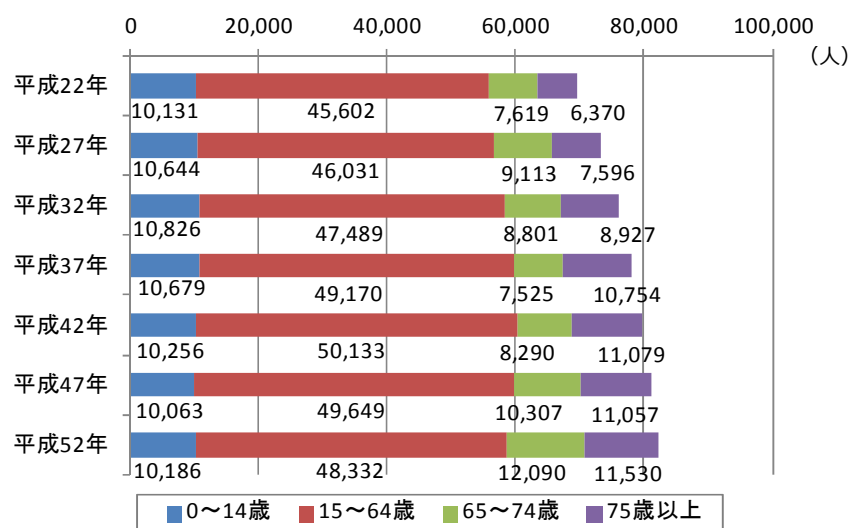


図. 26 将来人口推計における年齢別構成（本庁北東）

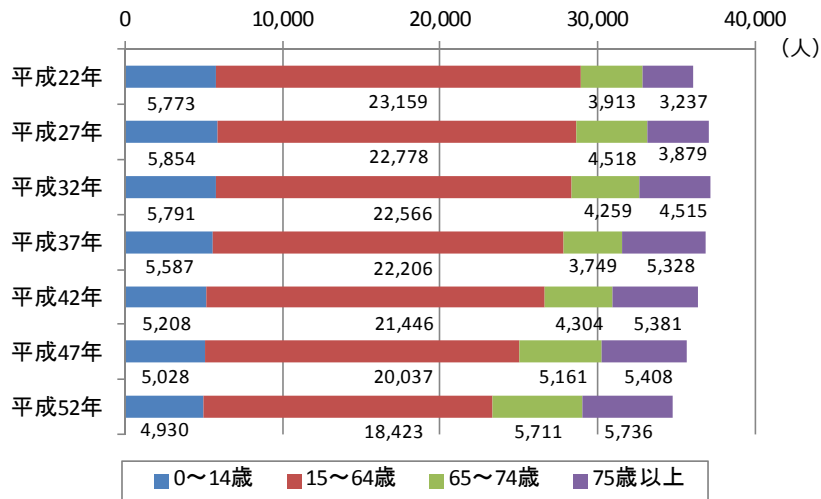


図. 27 将来人口推計における年齢別構成（本庁北西）

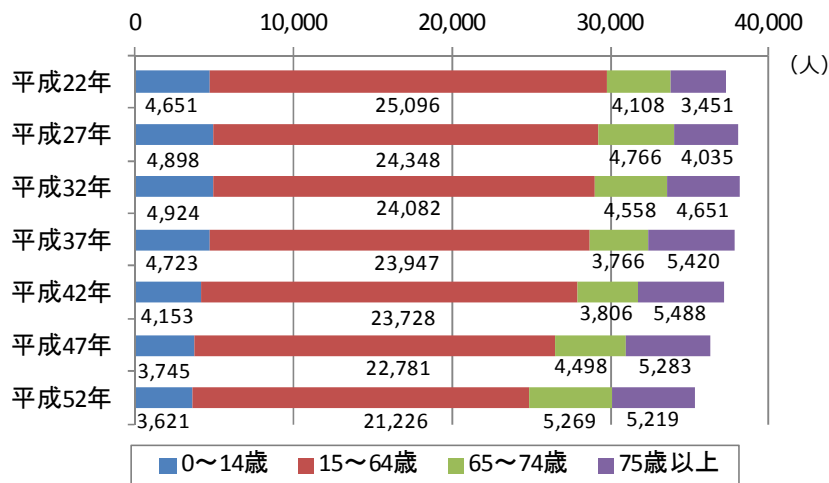


図. 28 将来人口推計における年齢別構成（本庁南東）

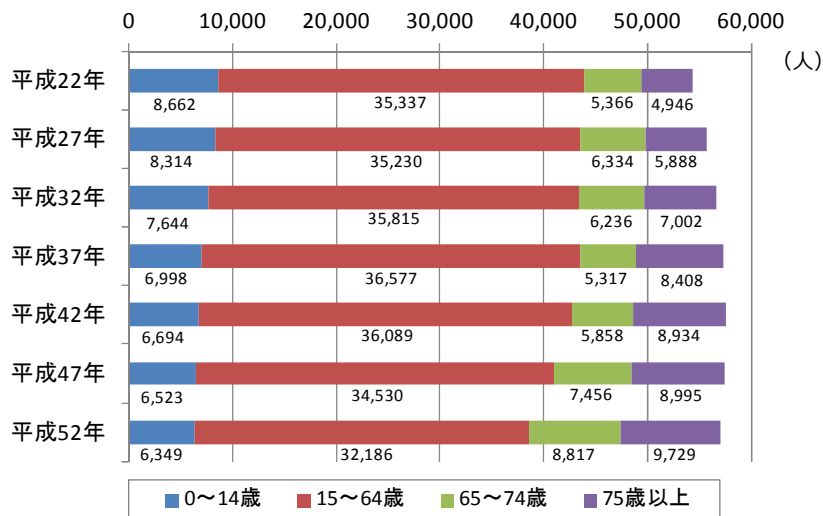


図. 29 将来人口推計における年齢別構成（本庁南西）

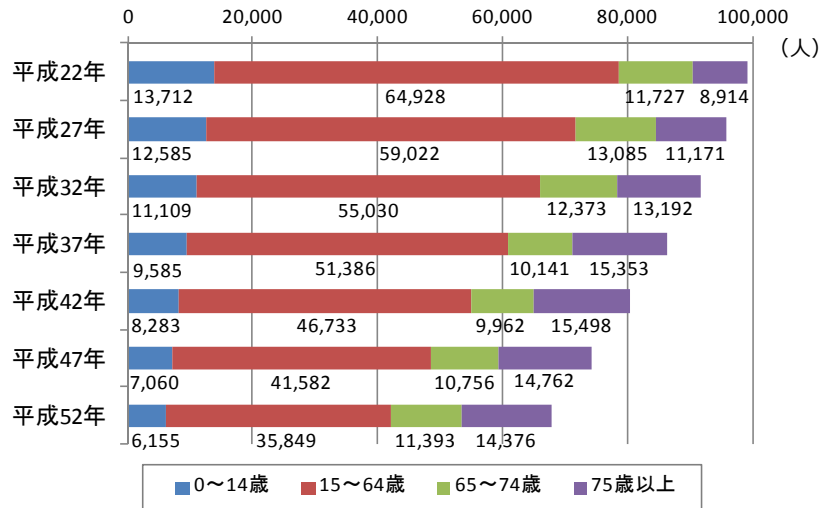


図. 30 将来人口推計における年齢別構成（鳴尾）

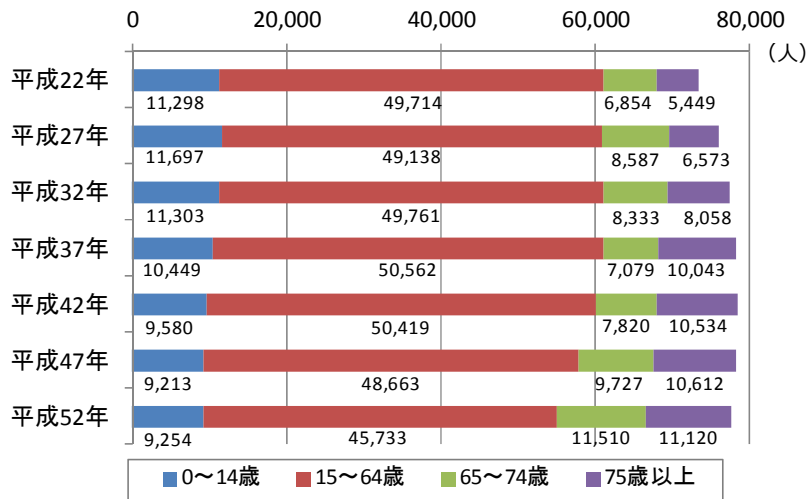


図. 31 将来人口推計における年齢別構成（瓦木）

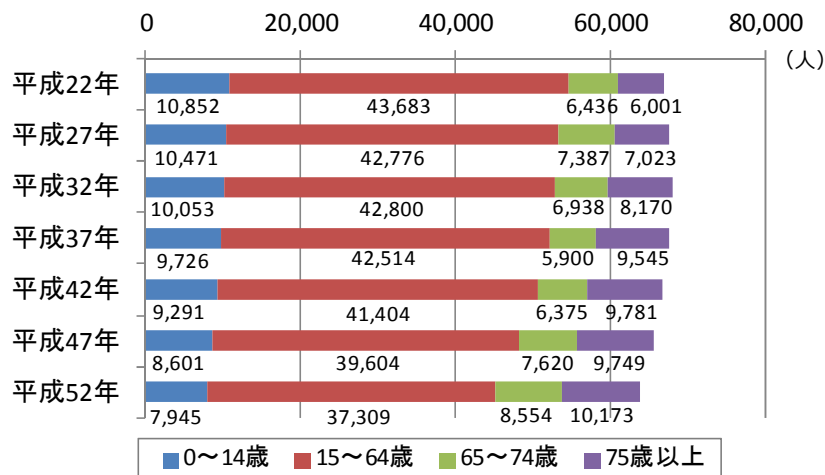


図. 32 将来人口推計における年齢別構成（甲東）

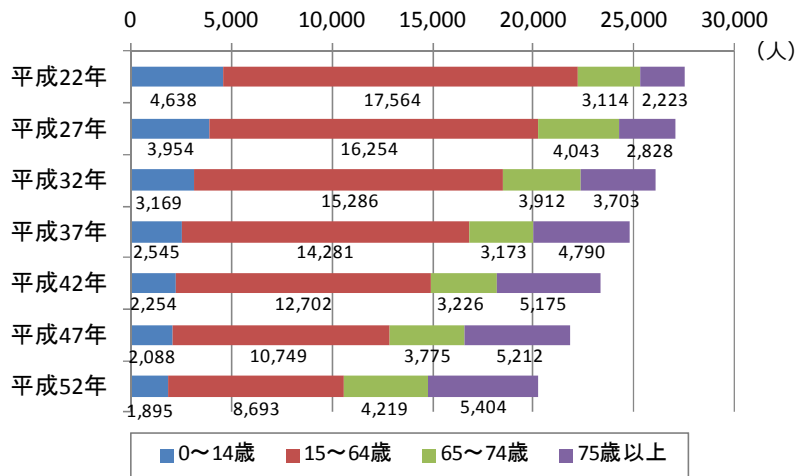


図. 33 将来人口推計における年齢別構成（塩瀬）

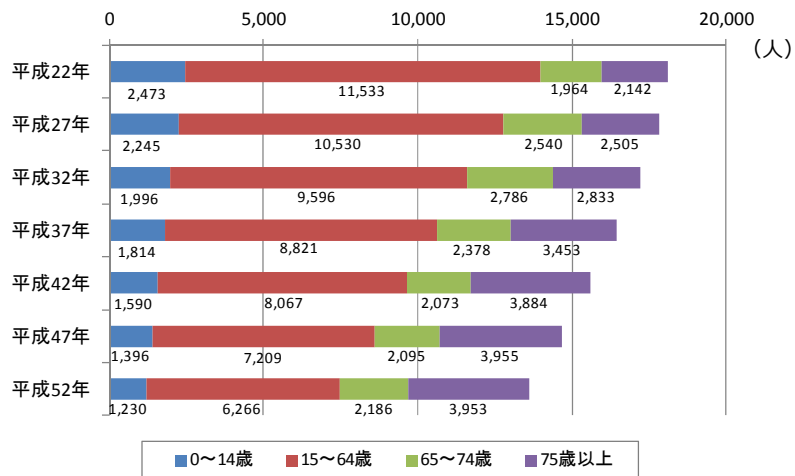


図. 34 将来人口推計における年齢別構成（山口）

## 5 分析・考察

全市の人口を見ると、第5次西宮市総合計画の目標年次である平成40年時点では478,492人（参考値）と現状から微減すると予想されています。男女別で見ると、男性全体では微減傾向、女性全体ではおおむね現状と変わらない数値となっていますが、主に子どもを生む年代である15歳から49歳の女性は20,000人程度減少することが予測されています。

一方、年齢階層別で見ると、平成27年時点での高齢化率は22.9%ですが、平成37年時点では25.2%、平成42年には26.8%と4人に1人以上が高齢者（65歳以上）となることが予測されています。さらに、23年後の平成52年には、高齢化率が32.5%と急激に上昇し、おおむね3人に1人が高齢者になることが予測されています。これは、平成27年時点で団塊ジュニア世代（昭和42年から昭和50年生まれ。40～44歳及び45～49歳男女）等の本市の人口構成で最も多い世代の大半が、平成52年時点では65歳以上の高齢者世代に移行することによるものです。

次に、地域別の人口に着目します。まず、本庁北東地域は、近年のマンション開発の影響もあり男女共に増加すると予測されています。高齢化率については、おおむね全市と同じ傾向で推移します。

鳴尾地域・塩瀬地域・山口地域は、本市の中でも特に人口の減少幅が大きい地域ですが、特に15歳から49歳の女性の減少が著しくなっています。また、この3地域は全市よりも高齢化が進展し、特に75歳以上人口の割合が、平成52年には全市で約17%となるのに対して、約20～30%になると予測されています。

## 西宮市総合計画審議会 開催スケジュール(案)

時 期	内 容	対外手続(市)
平成30年 2月21日(水)	<b>第1回審議会(総会)</b> ・委嘱状交付 ・会長・副会長の選任 ・審議会の運営について ・部会の設置及び部会長の選任 ・第5次西宮市総合計画策定方針等の説明 ・西宮市総合計画審議会 開催スケジュール(案)について 等	
3月下旬	<b>第2回審議会(総会)</b> <b>●諮問【基本構想(原案)】</b> ・基本構想(原案)の説明	
4月～6月	<b>第3回審議会(総会)</b> ・基本構想(原案)の審議	
7月	<b>第4回審議会(総会)</b> <b>●諮問【基本計画(原案)】</b> ・基本計画(原案)の説明	
8月～10月	<b>第5回～第7回審議会(部会)の開催</b> ・各部会にて基本計画(原案)の審議	パブリックコメント (7月下旬～9月上旬)
11月	<b>第8回審議会(総会)</b> ・部会での意見の報告 ・パブリックコメント結果の報告 等	
12月	<b>第9回審議会(総会)</b> <b>●答申【基本構想(原案)・基本計画(原案)】</b>	
平成31年2月		市議会へ総合計画 (案)の議案提出
3月		市議会にて議決

# 西宮市総合計画審議会 部会構成(案)

第1回総合計画審議会 当日配布資料

部会名称	主に担当する政策分野	選出区分	委員氏名	所属等
第1部会 (5名)	住環境・自然環境 都市基盤 安全・安心等	学識経験者	岡 絵 理 子	関西大学環境都市工学部
			客 野 尚 志	関西学院大学総合政策学部
		市民団体の代表者等	椿 本 和 生	西宮を花と緑にする会
			樋 口 賢 一	西宮市環境衛生協議会
市 民	水 谷 陽 介	会社員		
第2部会 (9名)	子供・教育 福祉・健康・共生等	学識経験者	倉 石 哲 也	武庫川女子大学文学部
			徳 久 恭 子	立命館大学法学部
			藤 井 博 志	関西学院大学人間福祉学部
		市民団体の代表者等	安 東 裕 子	西宮市民生委員・児童委員会
			川 東 美 千 代	西宮コミュニティ協会
			平 野 美 恵 子	西宮市青少年愛護協議会
			水 田 宗 人	西宮市社会福祉協議会
		山 添 清 美	西宮市PTA協議会	
市 民	石 田 清 造	自治会役員		
第3部会 (6名)	都市の魅力・産業 政策推進等	学識経験者	加 藤 恵 正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科
			新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科
		市民団体の代表者等	羽 田 英 彦	西宮芸術文化協会
			藤 田 邦 夫	西宮商工会議所
			古 塚 正 治	西宮市スポーツ推進委員協議会
		市 民	小 野 篁	講師